

老朽化による被害等の例

施設の老朽化により、安全面・機能面両面で様々な不具合が発生



外装材の著しい劣化



老朽化により
コンクリート片が落下



屋上防水の老朽化で
度重なる配管の破損
頻発する雨漏り



老朽化により
モルタルが落下



床の段差



トイレの老朽化による臭気



老朽化が原因の事故事例①（窓の障子の落下）

平成21年12月

建設年：昭和53年3月（築31年）

被　害：窓の直下に駐車していた自動車が
損傷



障子の落下箇所



推測される一原因

上框に内蔵された障子の外れ止め
部品のはずれ。

平成22年3月

建設年：昭和62年3月（築22年）

被　害：なし



障子の落下箇所



落下して破損した障子

推測される一原因

戸車の劣化。（戸車のすり減りに
より障子と枠のすき間が拡大）

※「既存施設の維持管理について」（平成22年8月16日

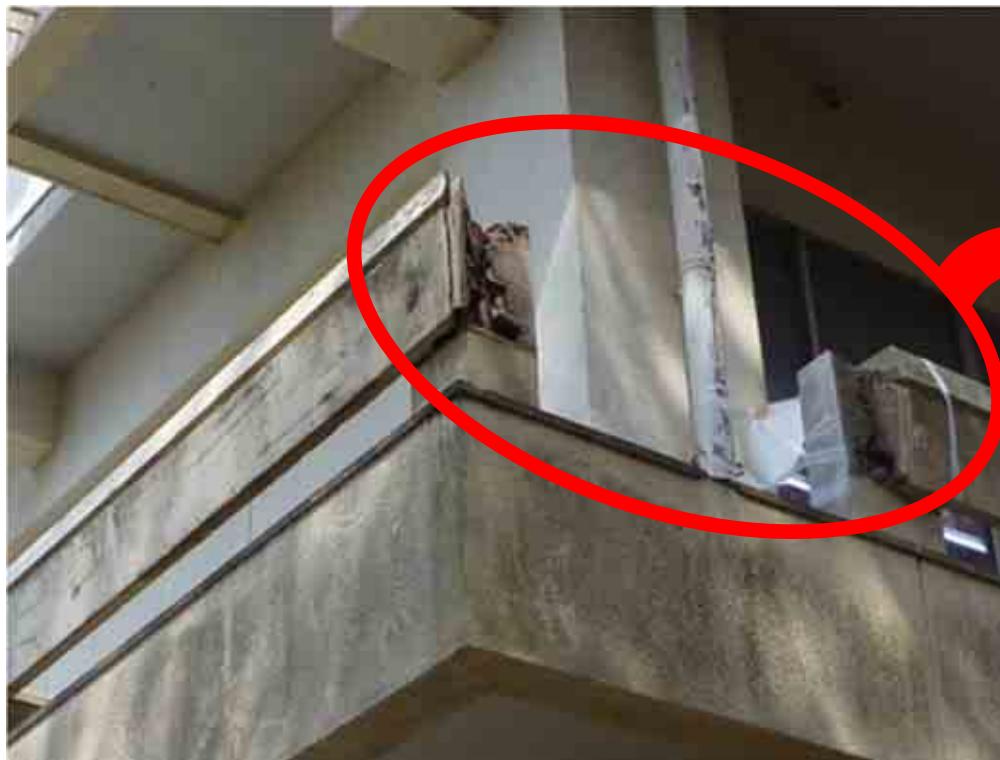
文部科学省大臣官房文教施設企画部施設企画課長 事務連絡）より

老朽化が原因の事故事例②（手すり落下）

平成22年4月

建設年：昭和49年6月（築35年）

概要：校舎2階の教室前のバルコニーにおいて、生徒2名が手すりに寄りかかったところ、手すりが壊れ、生徒2名が転落。1名はかかとを骨折する重傷。もう1名は頭部打撲。



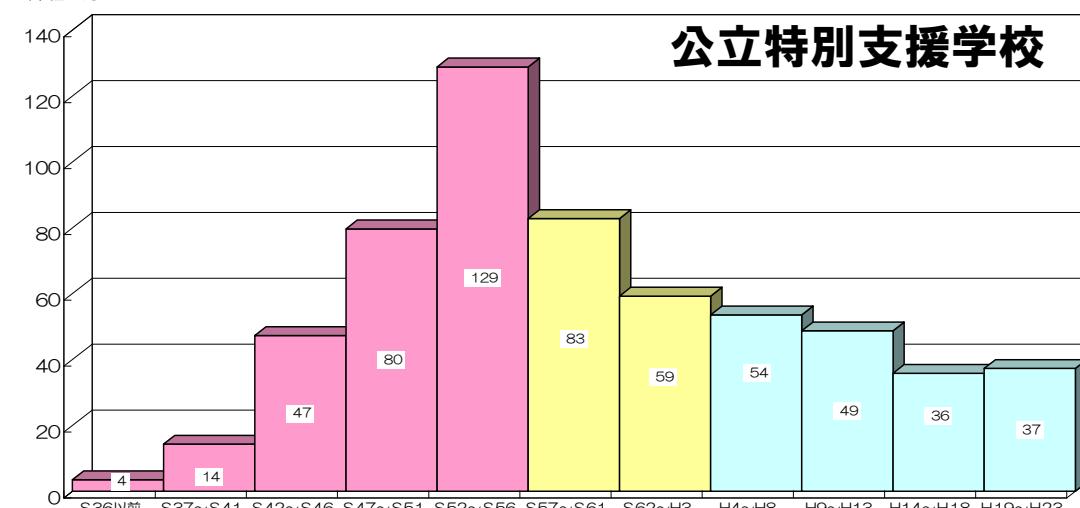
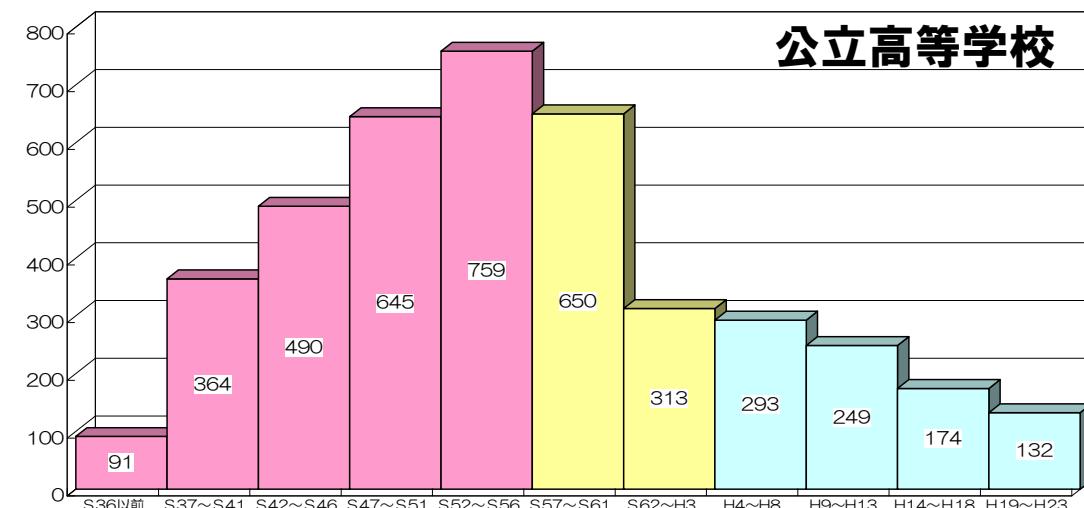
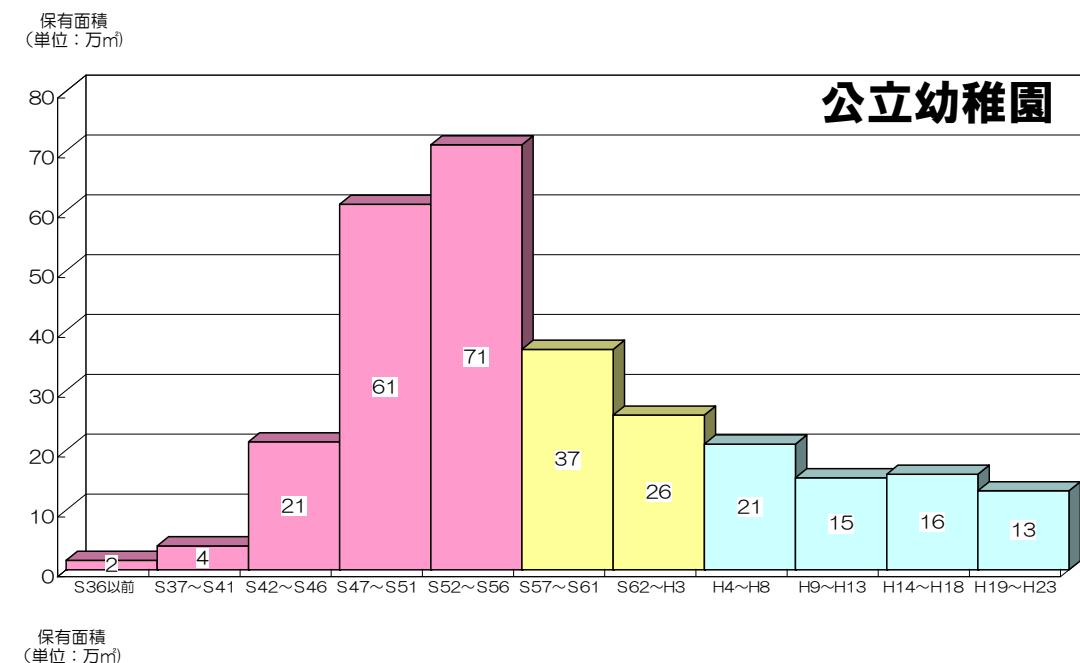
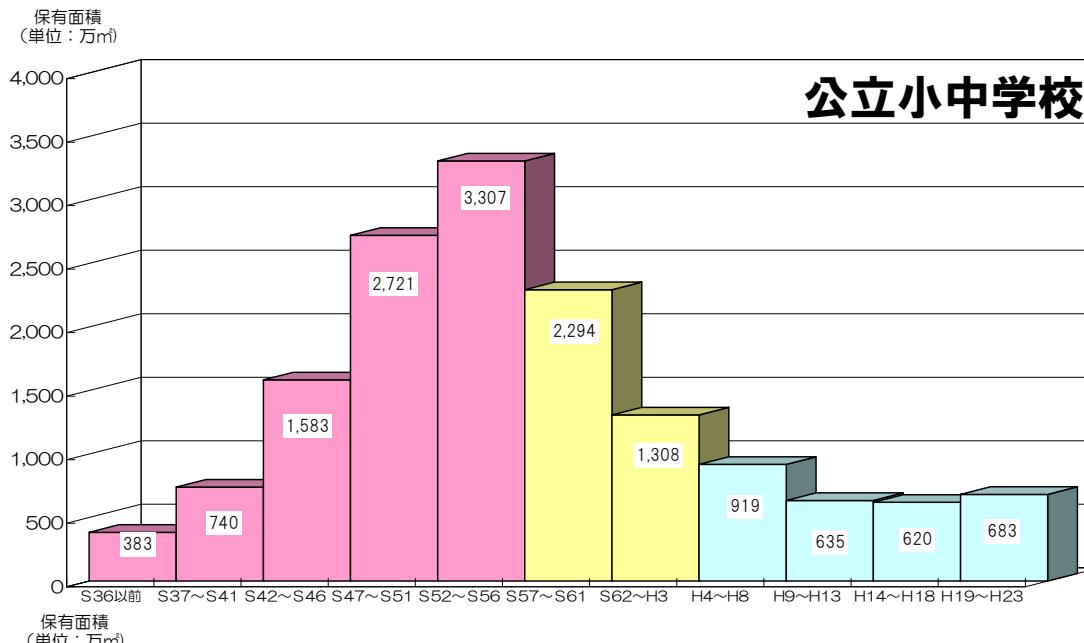
手すりの接合部
(支持部)

推測される一原因

プレキャストコンクリート製の手すりとバルコニー支柱の隙間に雨水・潮風が浸入し、取り付け金物が腐食

経年別保有面積

老朽化は、小中学校だけでなく、幼稚園や高等学校、特別支援学校でも進行している。



※岩手県、宮城県、福島県を除く。

※平成23年5月1日現在

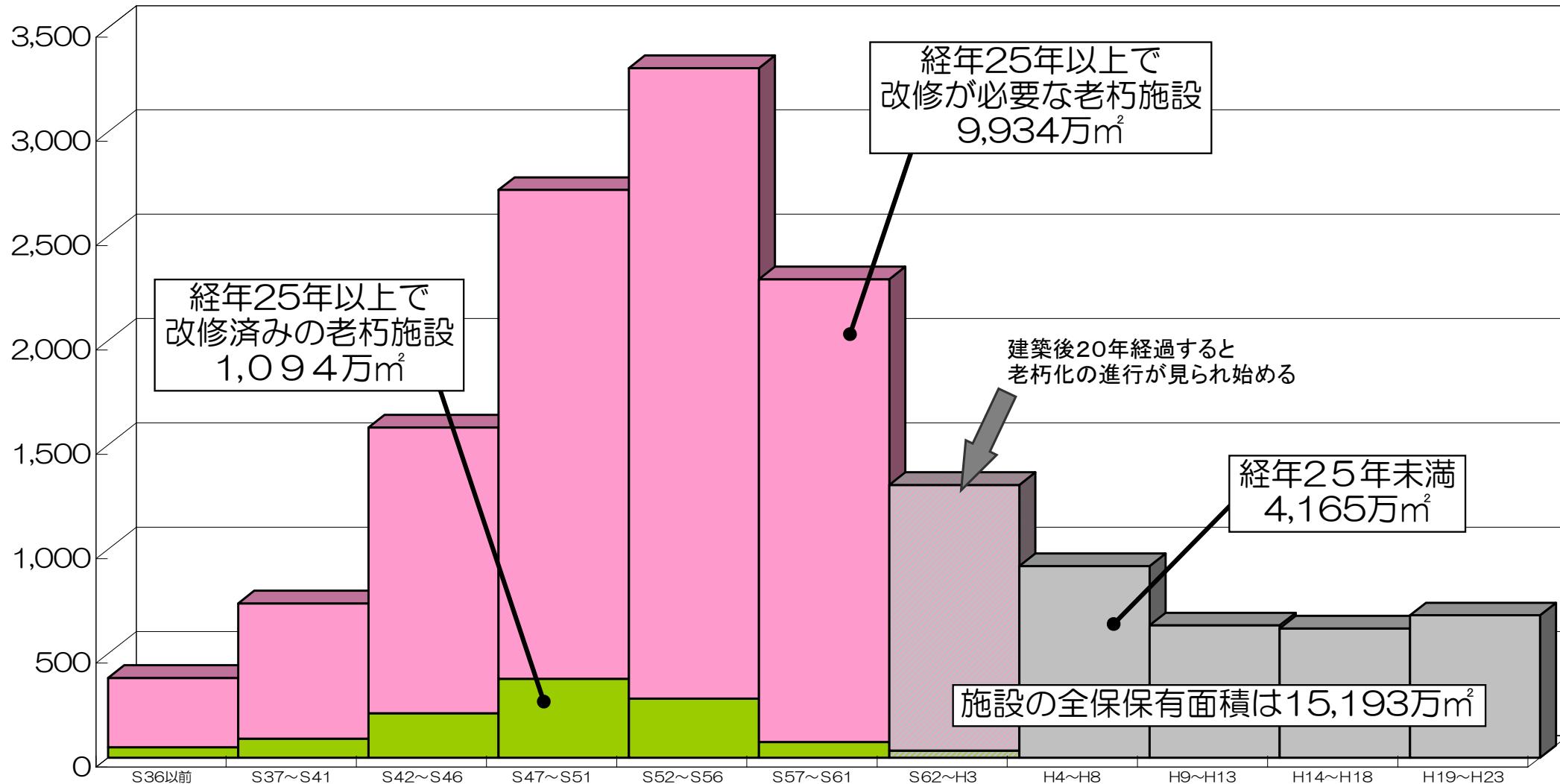
※特別支援学校は平成18年度までは盲学校、聾学校及び養護学校

経年別保有面積（公立小中学校）

**老朽化が進行している経年25年以上の要改修建物は9,934万m²
全体の7割（65.4%）を占める**

保有面積
(単位: 万m²)

平成23年5月1日現在



※岩手県、宮城県、福島県を除く。

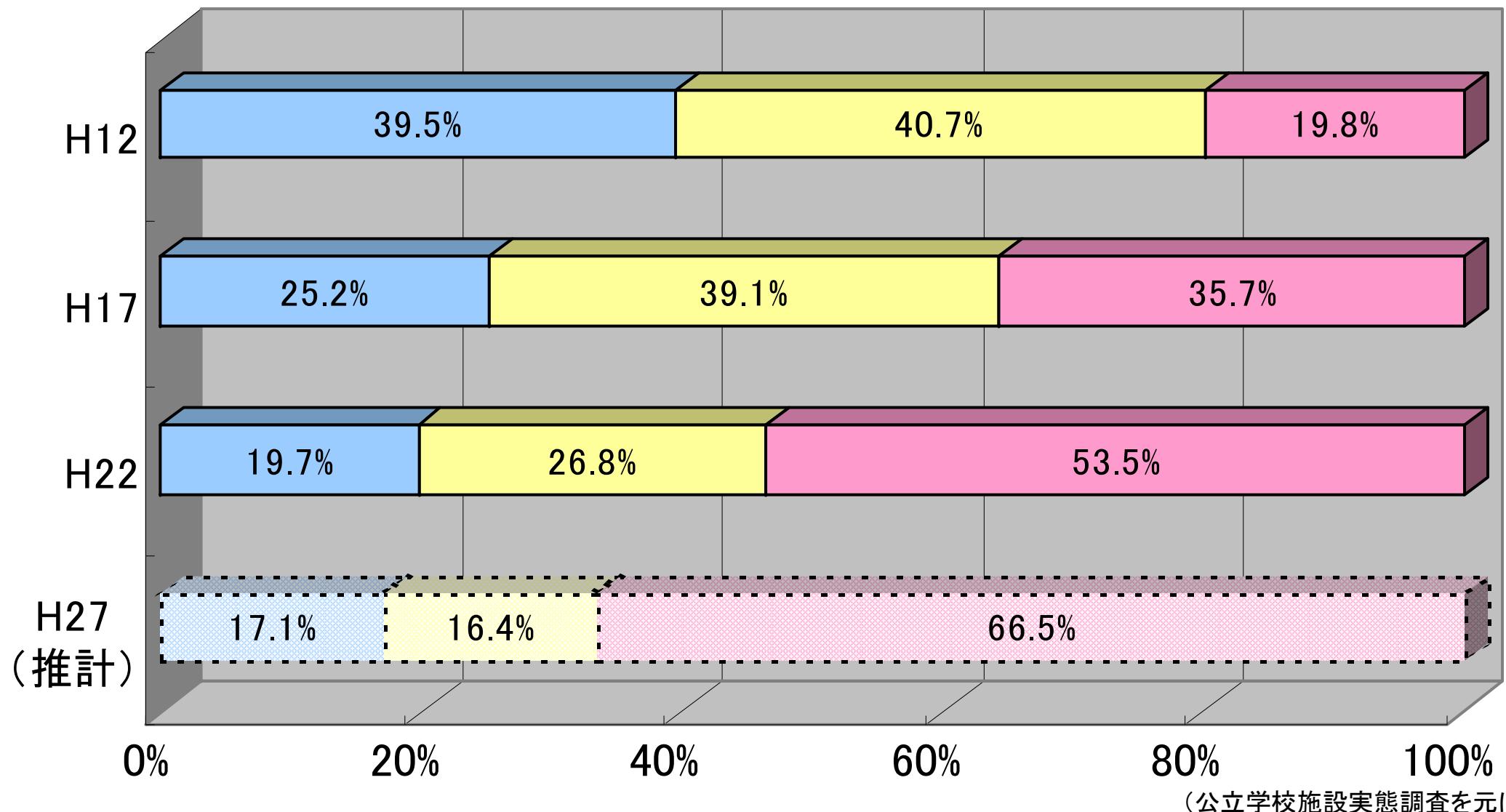
※「改修が必要な老朽施設」には200m²以下の建物を含む。

(公立学校施設実態調査を元に作成)

経年別保有面積割合の推移（公立小中学校）

築30年以上の施設は10年前の2.5倍を超えており、
今後、更に増加する見込み。

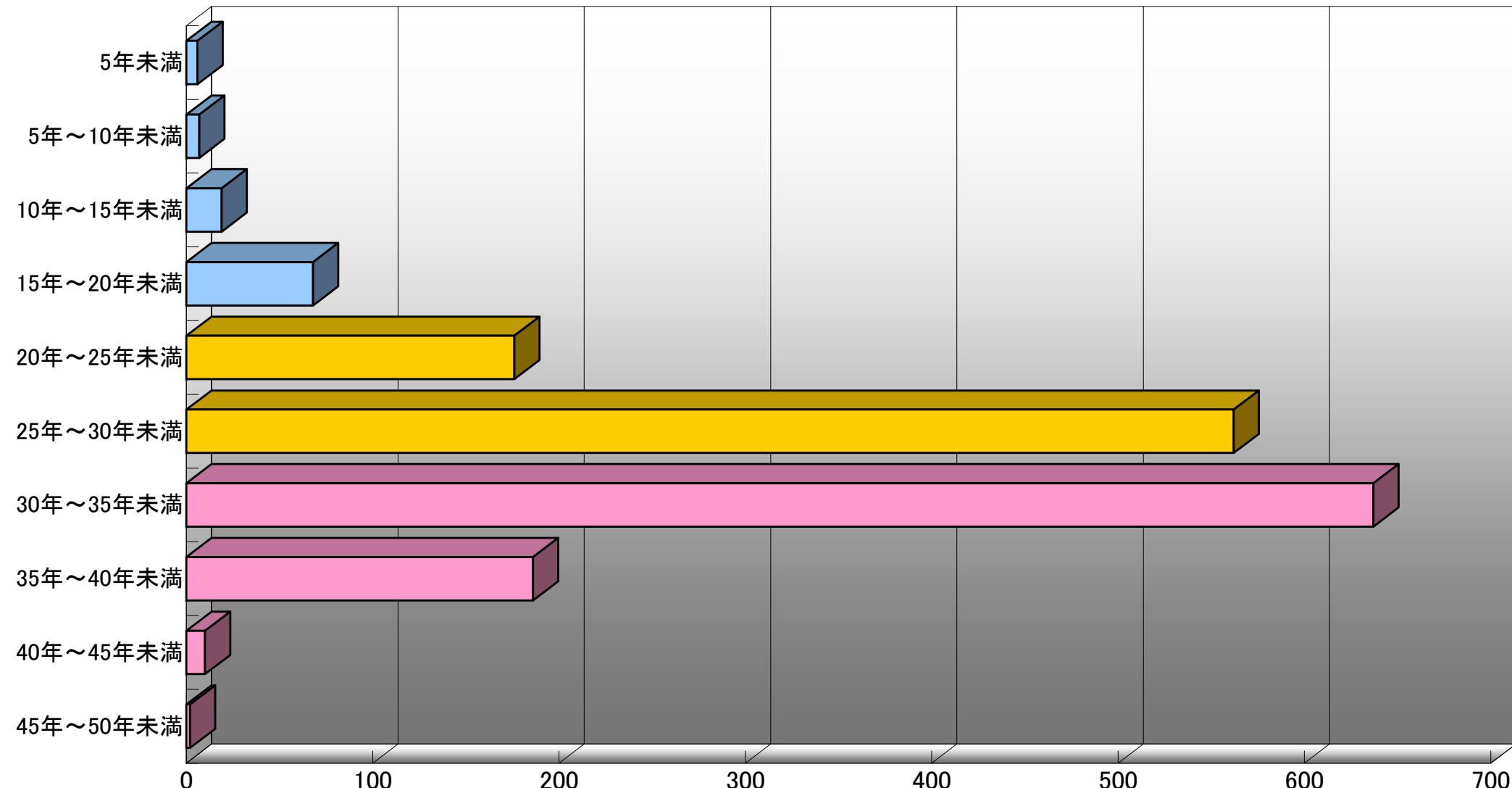
- 20年未満
- 20～29年
- 30年以上



設置者の平均築年数別分布（公立小中学校）

約半数の自治体において、保有している公立小中学校施設の
平均築年数が30年を上回っている。

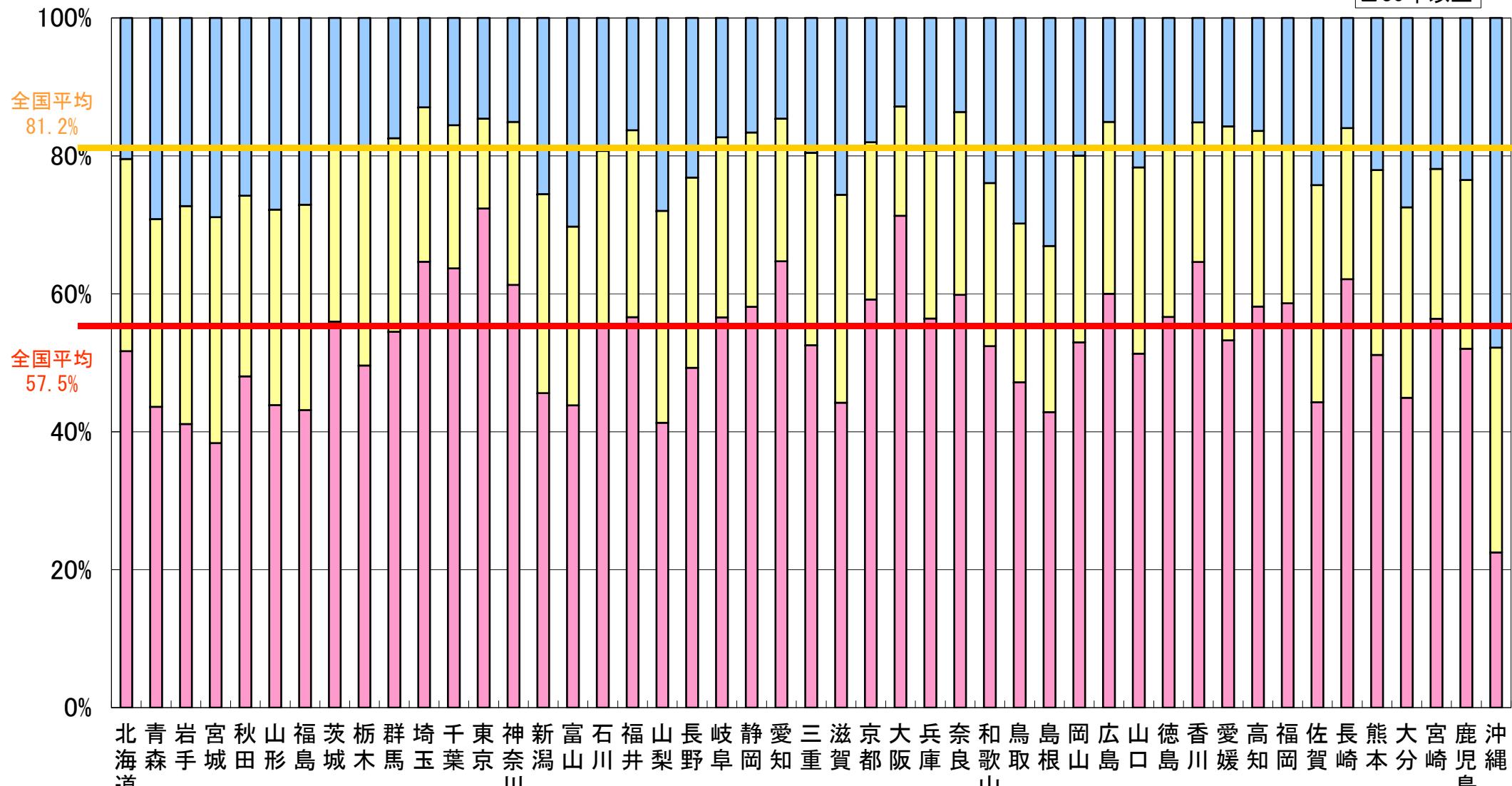
(設置者数)



経年別保有面積（公立小中学校・都道府県別）

東京や大阪、愛知などの大都市圏は築30年以上の施設の
保有割合が高い傾向

■ 0~19年
■ 20~29年
■ 30年以上



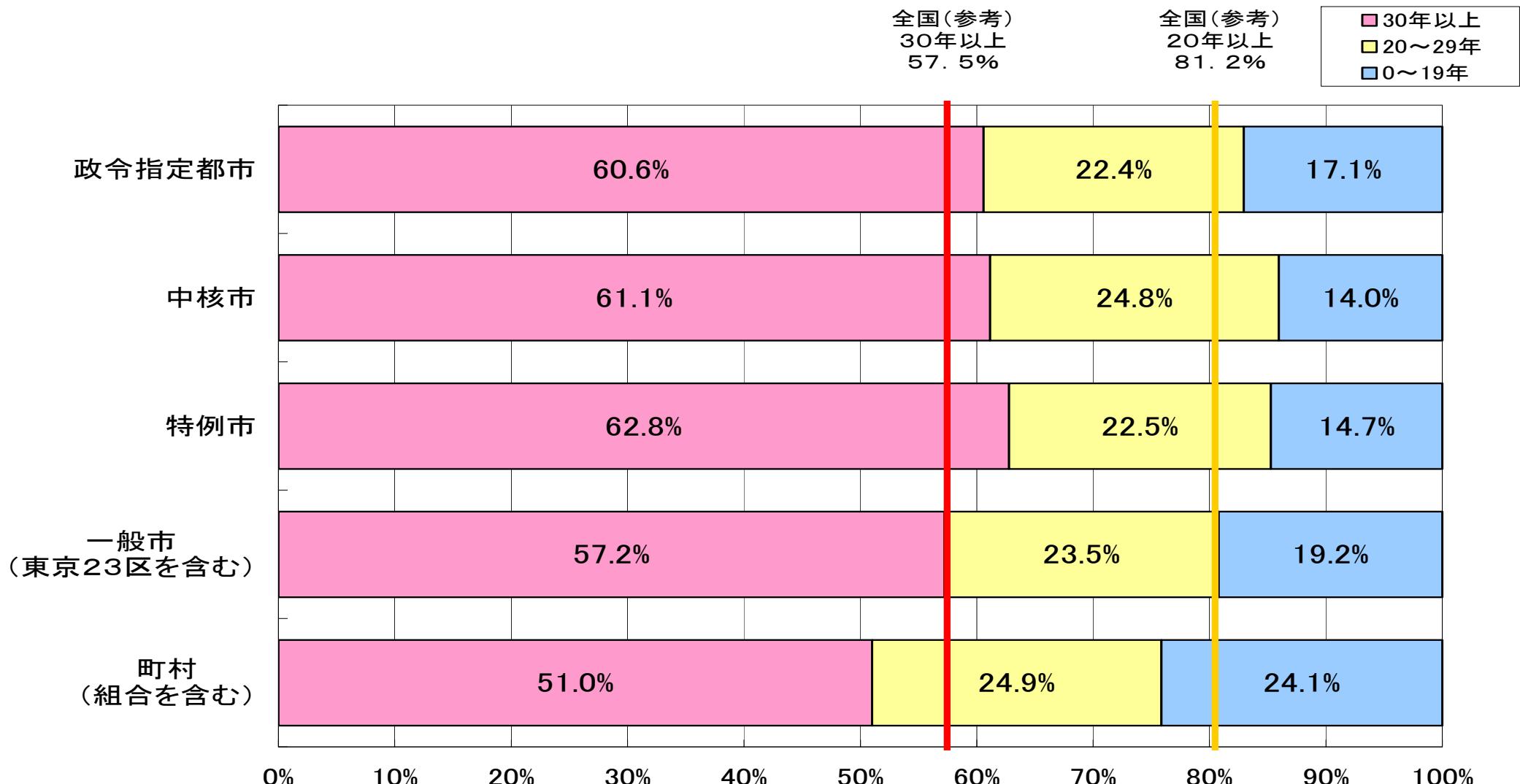
※施設実態調査を元に作成。

※ 平成23年5月1日現在

(但し、岩手県・宮城県・福島県の数値は平成22年5月1日現在)

経年別保有面積（市町村の分類別）

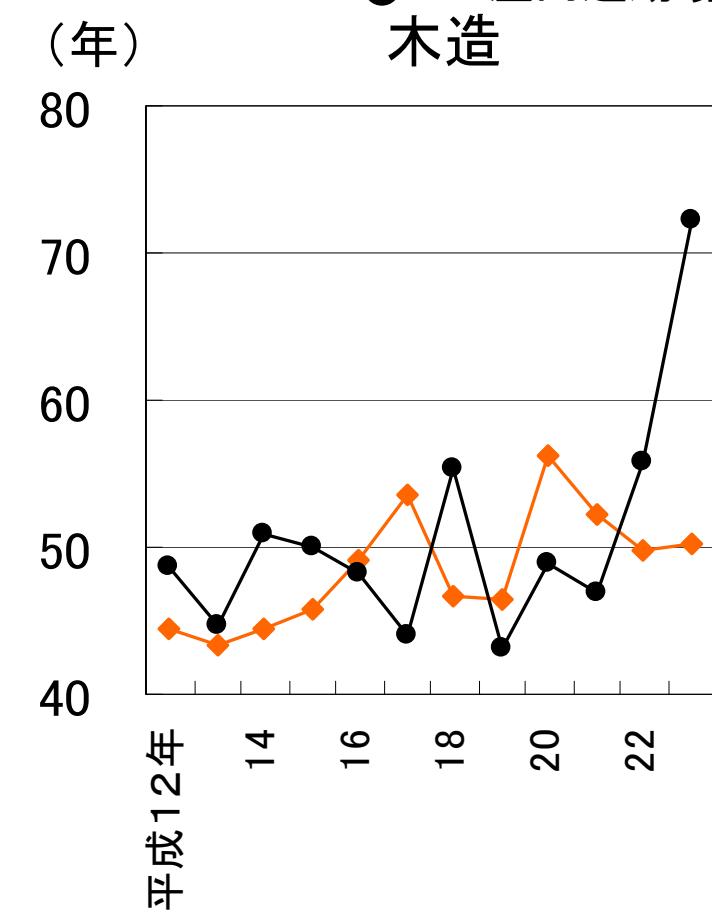
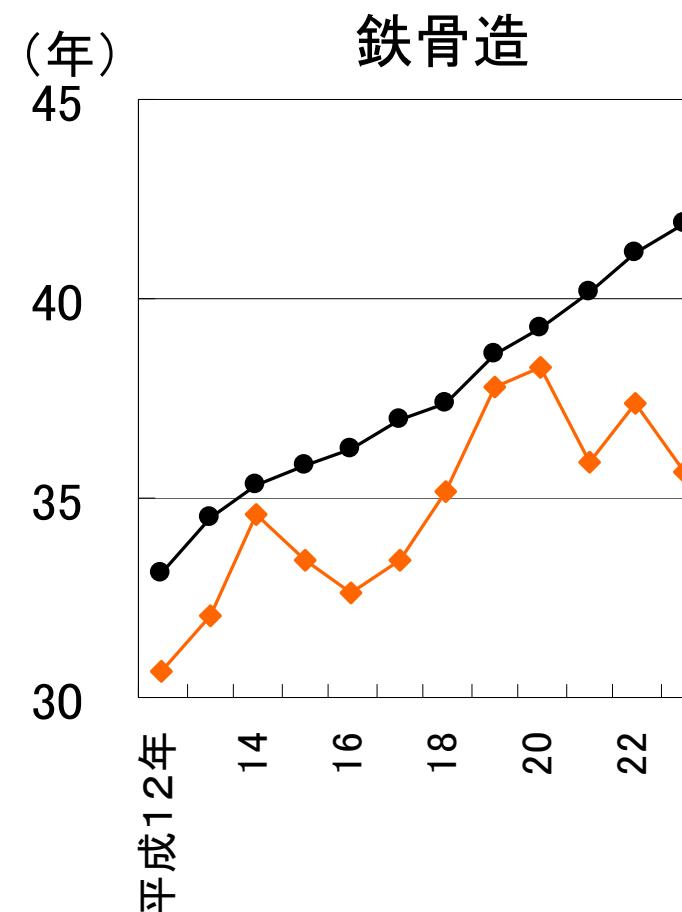
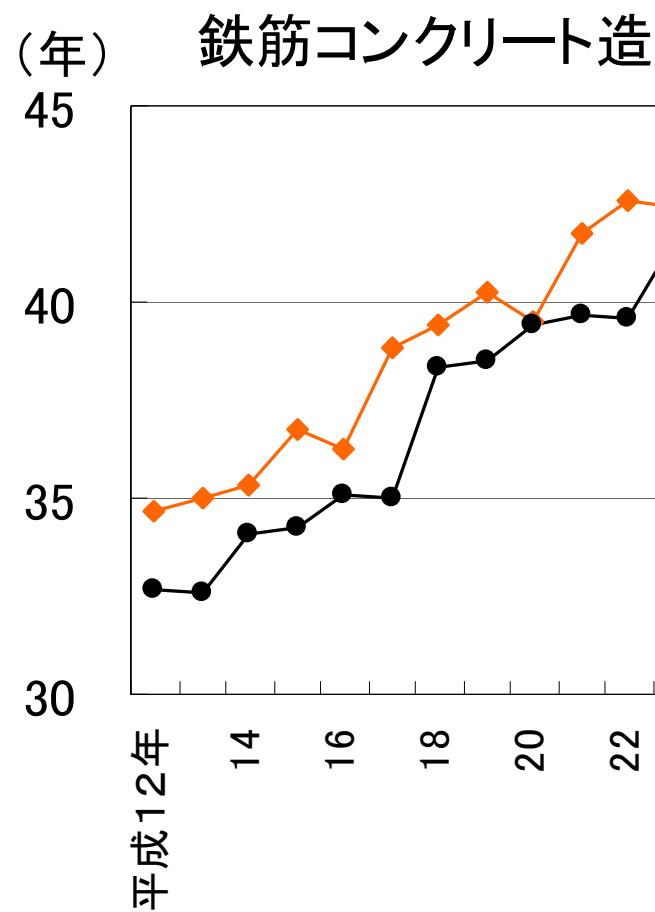
政令指定都市や中核市、特例市は、全国平均より
老朽化した施設の保有割合がやや高い傾向



※ 施設実態調査を元に作成
※ 非木造かつ200m²超の建物を対象
※ 岩手県・宮城県・福島県を除く

改築（建て替え）までの平均年数

RC造の施設の改築までの平均年数は約40年であり、近年、長寿命化傾向にある。



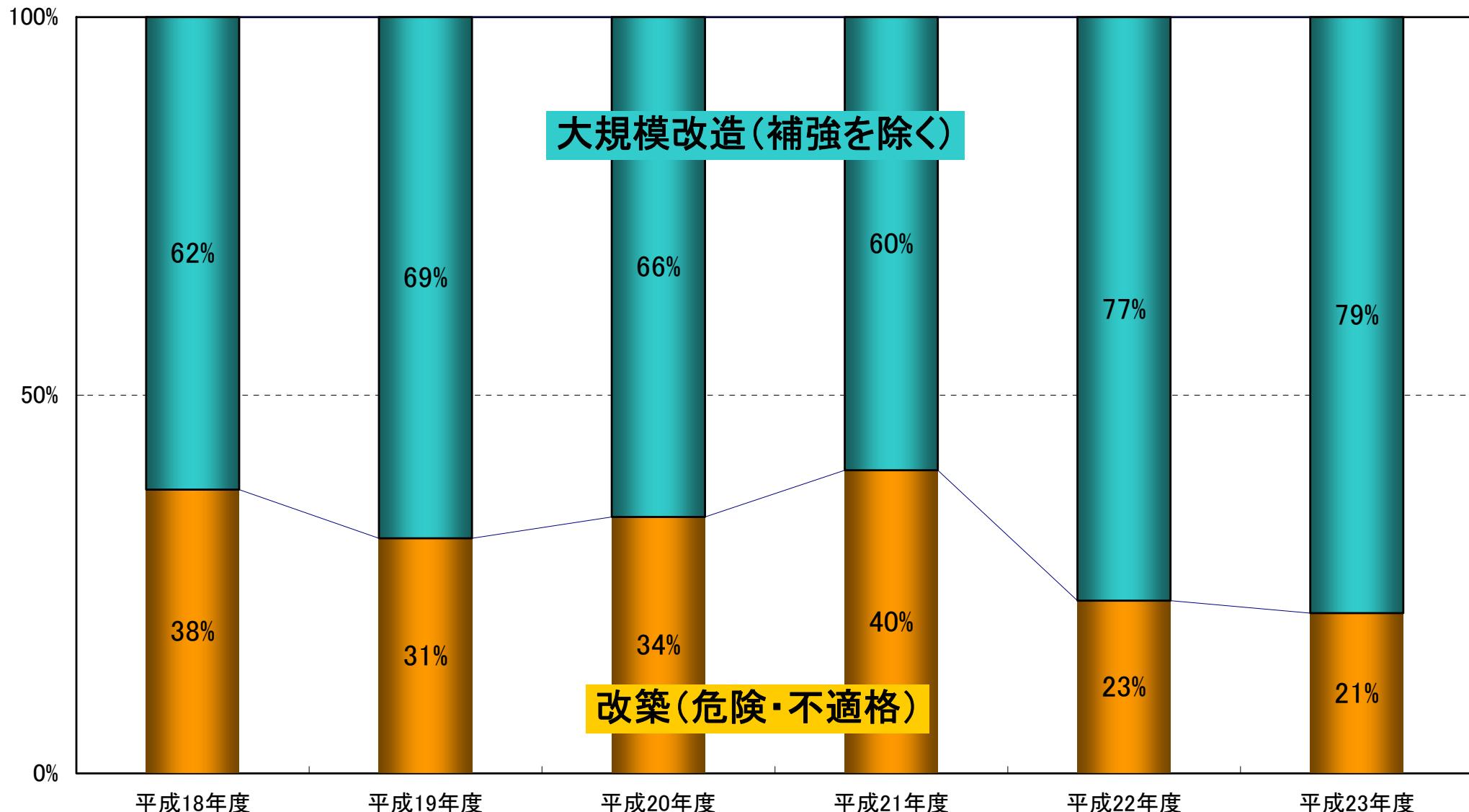
施設実態調査を元に作成

- ・ 平成12～17年度は17年度調査、平成18～23年度は23年度調査より抽出
- ・ 抽出条件: 200m²以上、稼動年数10年以上

※ 木造校舎や木造屋内運動場については、データの母数が少ないため、数値の変動が大きい。

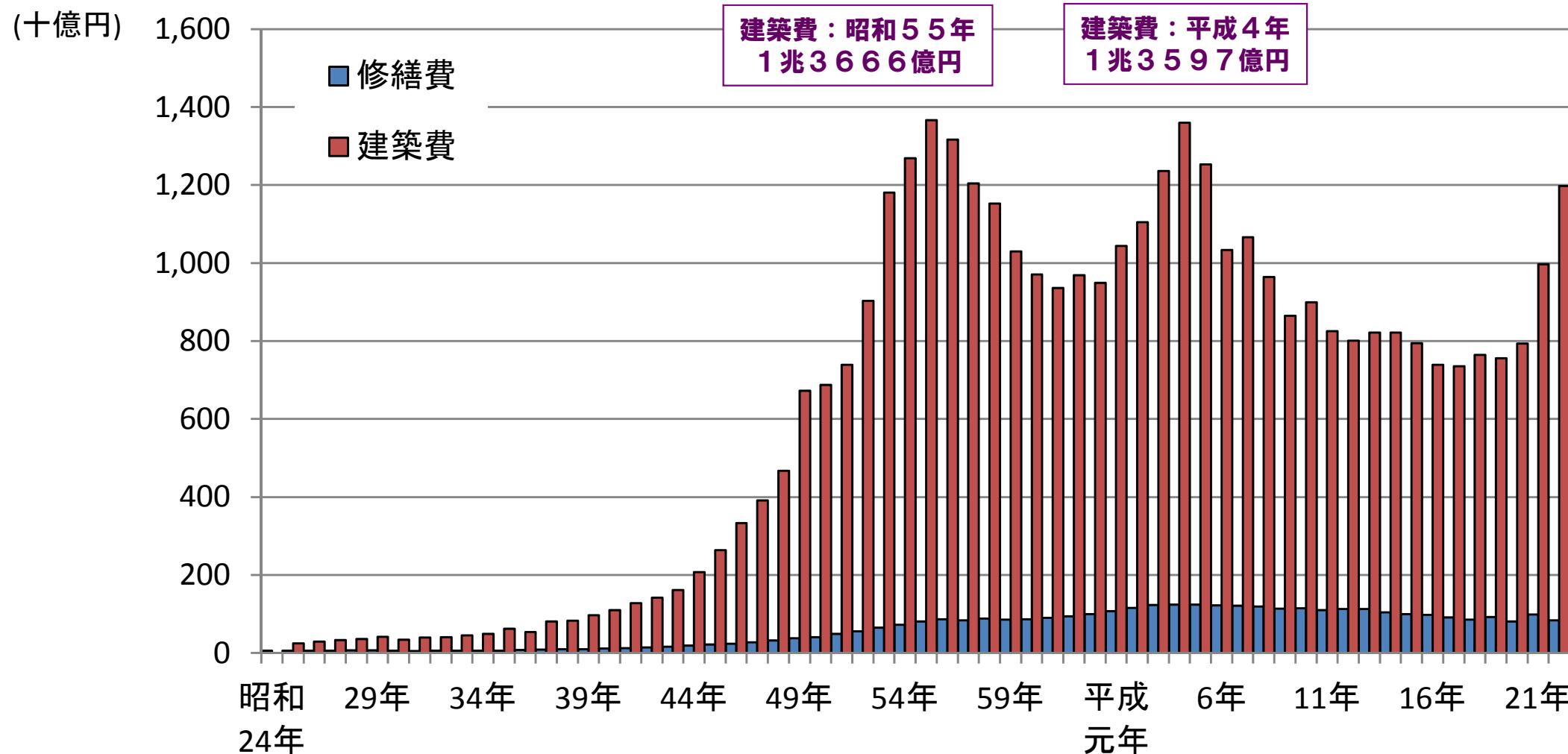
改築・大規模改造の事業割合推移

「改築」の件数に比べ「大規模改造」の事業件数割合が増加傾向



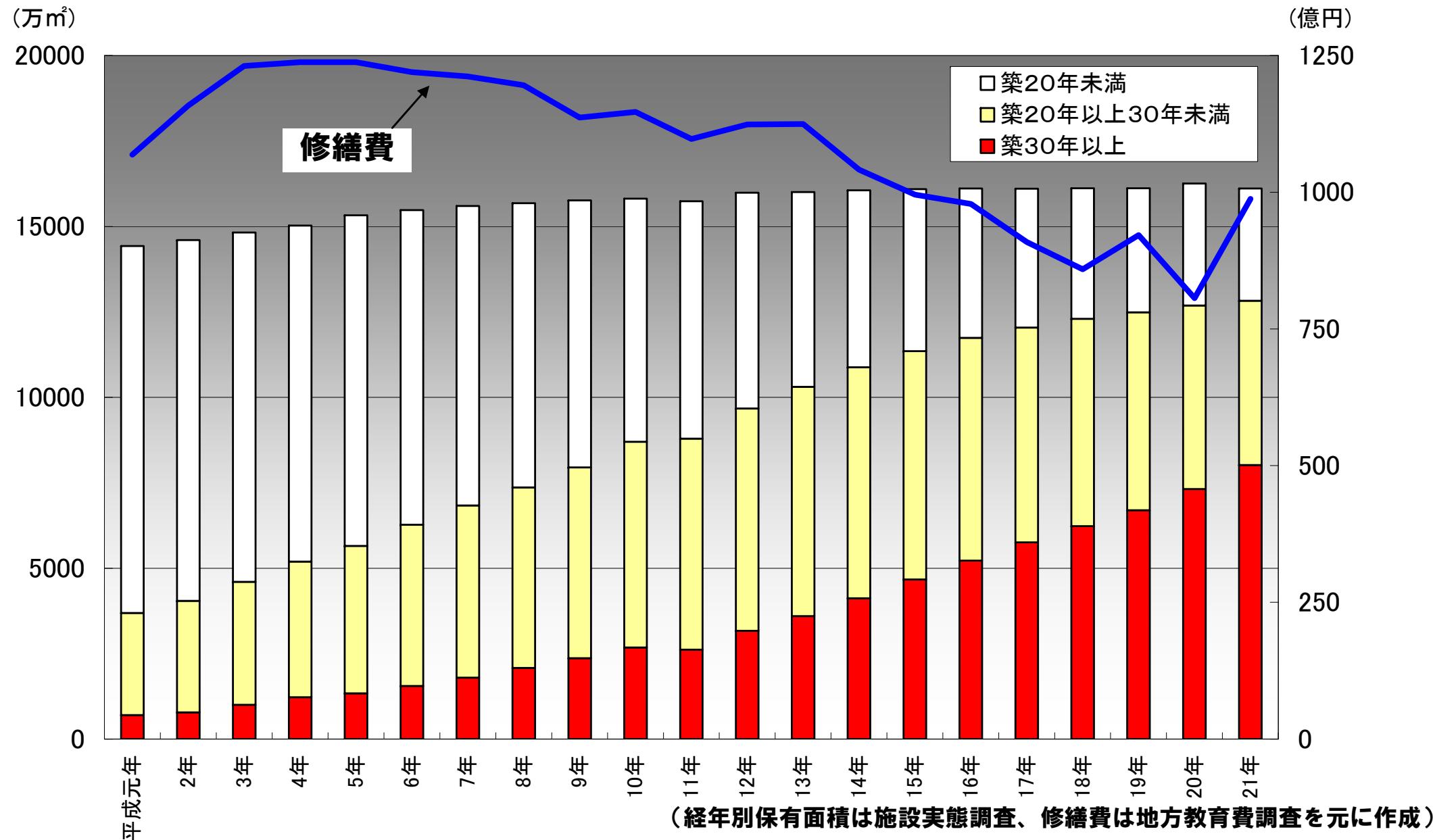
公立小中学校の建築費・修繕費の推移

約20～30年前のピーク時に1兆2千億円を超えていた建築費は近年8千億円程度で推移
今後、ピーク時に建設された施設の更新需要が増加することが見込まれる



経年別保有面積と修繕費の推移

経年30年以上の施設の面積は増加しているが、修繕費は減少傾向。



施設整備基本方針と施設整備基本計画

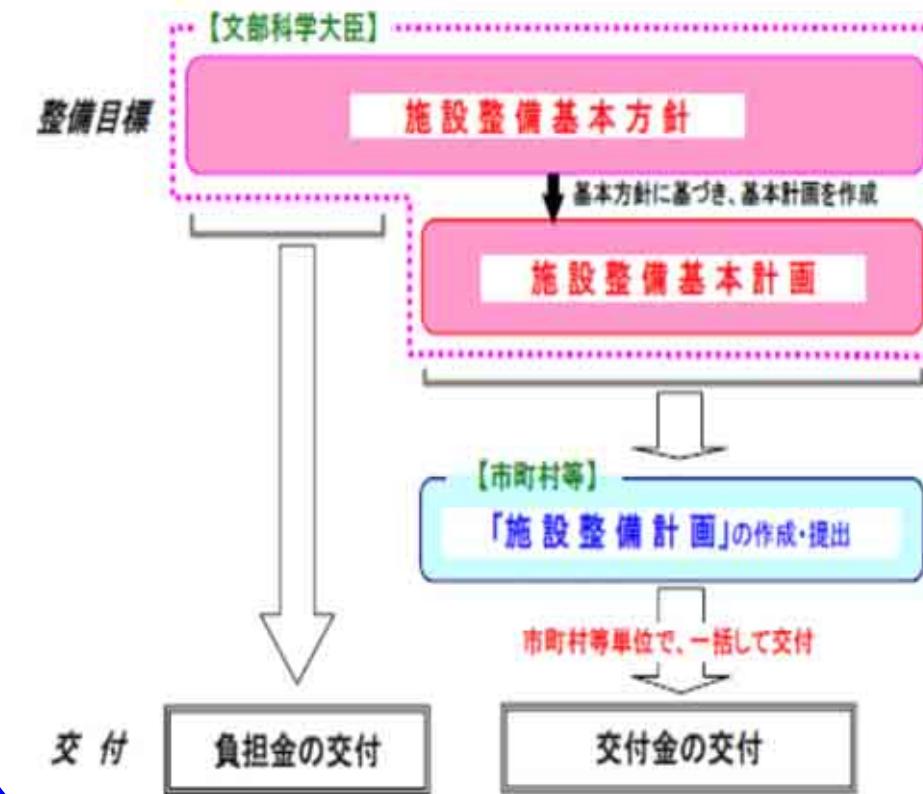
公立学校施設整備に対する国庫補助

- 負担金：校舎等の新增築
- 交付金：校舎等の耐震補強、改築、大規模改造等

施設整備基本方針と施設整備基本計画

- 平成18年度に大きな制度改正。交付金化とともに、施設整備基本方針と施設整備基本計画を作成し、施設整備の目標を示す制度へ移行。
- 平成18年度に初めて作成した施設整備基本方針の中で、作成後概ね5年をメドに見直すことを規定。平成23年度は見直しの年度に該当。

事業区分	経費区分	負担金	交付金
	事業区分	負担金	交付金
教室不足による新增築 統合校の新築	耐震補強、改築、大規模改造、屋外教育環境整備、産業教育施設整備、スポーツ施設整備 等		



施設整備基本方針と施設整備基本計画の改正

施設整備基本方針の改正内容(H23. 5. 24文部科学省告示改正)

- 耐震性の確保されていない公立学校施設について、地震防災対策特別措置法が平成23年3月に改正され、公立学校施設の耐震化事業に対する国庫補助率の嵩上げ措置が平成27年度末まで延長されたことを踏まえ、平成27年度までのできるだけ早い時期に、耐震化を完了させるという目標を記載。
- 耐震化に当たっては、建物自体のみならず、天井材や外装材等の非構造部材の耐震化を推進することを記載。
- 地震等の災害発生時に応急避難場所として役割を果たすため、防災機能の強化することを記載。
- 公立学校施設の老朽化が深刻になっており、児童生徒等の安全を守り、安心で豊かな教育環境を整備するためには、老朽化対策を推進することを記載。
- 環境を考慮した学校施設であるエコスクール化の推進や、太陽光をはじめとした新エネルギーの導入や教育の情報化等の様々な社会的要請に適切に対応するための施設整備を推進することや、公民館等の社会教育施設や福祉施設との複合化等による施設整備を促進することを記載。

施設整備基本計画の改正内容(H23. 5. 24文部科学省告示改正)

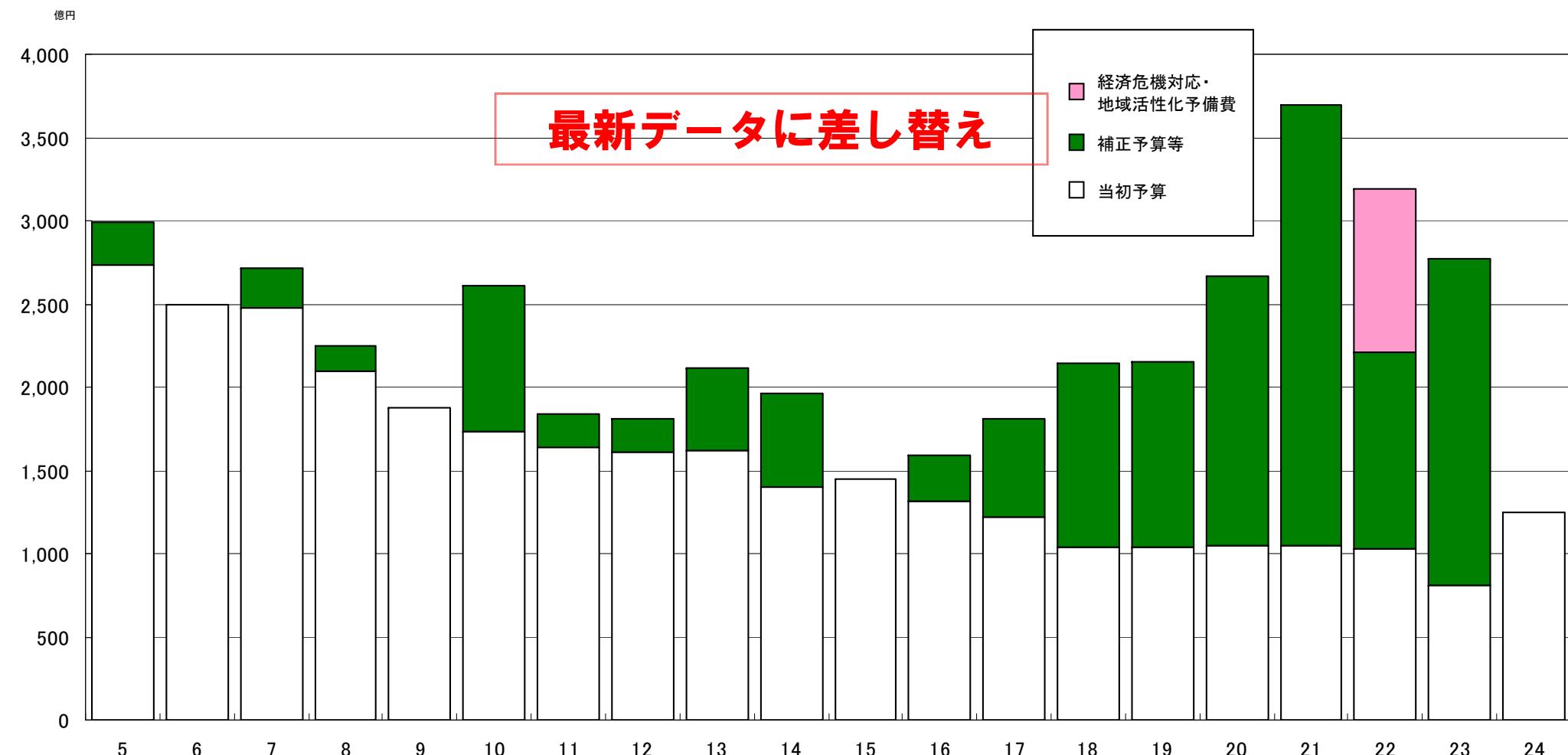
施設整備基本方針の改正内容を踏まえ、地方公共団体が作成する施設整備計画の目標達成のために必要な事業として、「非構造部材の耐震化」「防災機能の強化」「老朽化した施設の再生」「太陽光発電等の環境を考慮した学校施設の整備」「校内LANの整備」を明記。

公立学校施設整備費予算額の推移（平成5年度～平成24年度）

区分	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24予算
(億円) 予 算	(259)	2,497	(238)	(152)	1,878	(882)	(197)	(200)	《310》	(184)	(560)	(280)	(587)	(1,107)	(1,111)	《500》	《△131》	《978》	《1,627》	
	2,732	2,478	2,092	1,731	1,638	1,610	1,619	1,402	1,452	1,311	1,221	1,039	1,042	1,051	1,051	1,032	805	1,246		

(注)上段()書きは補正予算等で外数。(平成13年度、平成20年度、平成21年度は中段が1次補正、上段が2次補正(平成21年度については執行停止額)。平成22年度は中段が補正、上段が予備費(第1次818億円、

第2次160億円)。平成23年度は中段が1次補正、上段が3次補正)



公立学校施設整備事業の概要

1. 趣旨

学校教育の機会均等の確保と水準の維持向上を図るため、「義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律」（施設費負担法）等に基づき、公立学校建物（公立小中学校、特別支援学校、幼稚園の校舎・体育館等）の施設整備に要する経費の一部を国庫補助することにより学校教育の円滑な実施を担保する。

2. 主な国庫補助事業・負担（算定）割合

事業名	負担（算定）割合	事業の内容
新增築	1／2	学校建物（校舎、体育館等）を新しく建設又は増築（教室不足の解消、学校統合）
改築	1／2（嵩上げ）	地震による倒壊の危険性が高いもの（Is値0.3未満）のうち、やむを得ない理由により補強が困難なため行う場合
	1／3	（上記以外）
地震補強	2／3（嵩上げ）	地震による倒壊の危険性が高い（Is値0.3未満）場合
	1／2（嵩上げ）	地震による倒壊の危険性がある（Is値0.3～0.7）場合
大規模改造	1／3	エコ改修や老朽化に伴う補修など、既存の学校建物を、建て替えずに改修
武道場	1／2（新築）	中学校に柔道場、剣道場等を整備
	1／3（改築）	
太陽光発電等設置	1／2	太陽光発電等の再生可能エネルギーの整備
その他	1／3	屋外教育環境、学校プール、社会体育施設、学校給食施設 等

Is値：「構造耐震指標」（Seismic Index of Structure）建物の構造的な耐震性能を評価する指標。Is値が大きいほど耐震性が高い。

改築事業の概要

1. 危険改築

- 趣旨
構造上危険な状態にある建物について、その改築に要する経費の一部を国庫補助し、公立学校における教育の円滑な実施を確保する。
- 補助要件（非木造建物の場合）
建物の構造耐力、保存度及び外力条件を要因とする耐力度調査（次頁参照）の点数が、10,000点満点で4,500点以下の建物（※）について、構造上危険な状態にある建物（危険建物）として判定する。
(※平成19年度までに耐力度の測定を行ったものについては5,000点以下)
- 算定割合
原則 1／3

2. 不適格改築

- 趣旨
教育を行うのに著しく不適当な建物で特別な事情のあるものについて、その改築に要する経費の一部を国庫補助し、教育条件の改善を図る。
- 補助要件
 - ・耐震力不足建物（I s 値0.3未満等）
 - ・全面改築又は適正配置条件を満たすもの
- 算定割合
原則 1／3

耐力度調査について

概要

公立学校施設における①建物の構造耐力、②経年による耐力低下、③立地条件による影響の3点の項目を総合的に調査し、建物の老朽化を総合的に評価する。

$$\text{耐力度点数} = \textcircled{1}\text{構造耐力} \times \textcircled{2}\text{保存度} \times \textcircled{3}\text{外力条件}$$

①構造耐力の評価項目…水平耐力、剛性率、偏心率、コンクリート圧縮強度、層間変形角、基礎構造、構造使用材料

②保存度の評価項目 … 経過年数、コンクリート中性化深さ及び鉄筋かぶり厚さ、鉄筋腐食度、不同沈下量、ひび割れ、火災による疲弊度

③外力条件の評価項目…地震地域係数、地盤種別、積雪寒冷地域、海岸からの距離

判定基準

所要の耐力度点数に達しないものは「構造上危険な状態にある建物」として、危険改築事業の補助対象となる(地域・学校種別等により、500点の緩和措置あり)。

建物の構造	耐力度点数 (10,000点満点)
鉄筋コンクリート造 鉄骨造 補強コンクリートブロック造	4,500点以下 ^(※)
木造	5,500点以下

※耐震診断の普及や耐震補強技術の進展から、耐震性能が低いことによる危険改築の要件を見直すこととし、平成18年度に500点の引き下げを行っている。

大規模改造（老朽）事業の概要【昭和58年度創設】

《目的》

- ・経年により発生する学校建物の損耗、機能低下に対する復旧措置
- ・教育環境の改善を図り、学校教育の円滑な実施に資するとともに、建物の耐久性の確保を図る

《対象》

- ・建築後20年以上の建物
- ・外部及び内部の両方を同時に全面的に改造する工事
- ・建物全体の延べ床面積の約70%以上を改造する工事

《算定割合》

1／3（財政力指数が1.0を超える設置者にあっては 2／7）

下限額：7,000万円（学校単位）〔耐震補強工事と合併施行する場合は、耐震補強工事費を含む〕

上限額：2億円（過去急増市町村にあっては3億円）

※小規模校の場合（建物区分ごとに800m²以下）下限額：1,000万円（学校単位）

《効果》

- ・建築部材の老朽化に対応（改修）することで施設の安全性を確保する。（床の損傷による転倒事故防止等）
- ・教育内容、方法の変化に対応した改修を行うことにより、教育環境の改善が期待できる。

大規模改修（老朽）事業に関する制度の変遷

昭和58年の制度創設以降、市町村の整備状況の実態等を踏まえ、国と地方の適切な役割分担のもと、上下限額など対象事業の見直しを段階的に実施。

昭和58年 大規模改修費 <補助制度創設>
(対象地域)

- ・離島、豪雪地帯、台風常襲地帯
及び地震防災対策強化地域

(対象校)

- ・市町村立小学校、中学校、
特別支援学校(小中学部)

(補助率)

- ・ 1／3

(対象事業)

- ・非木造建物で建築後15年以上経過した建物
・下限 2,000万円 上限 1億円

昭和60年 (対象地域)

- ・地域制限を撤廃(全国を対象)

(補助率)

- ・ 2／7 (財政力指数1.0を超える市町村)

昭和63年 大規模改造へと名称変更

(対象校)

- ・都道府県立特別支援学校(小中学部)を追加

(対象事業)

- ・小規模校の下限を緩和2,000万円→1,000万円

平成元年 (対象校)

- ・市町村立幼稚園を追加

(対象事業)

- ・木造建物で建築後15年以上経過した建物を追加

- ・下限額 400万円(幼稚園)

平成4年 (対象事業)

- ・建築後20年以上経過した建物 15年→20年

- ・下限 4,000万円 上限 1.5億円

(下限2,000万円→4,000万円)

上限1億円→1.5億円)

平成7年 (対象事業)

- ・下限 5,000万円 上限 2億円

(下限4,000万円→5,000万円)

上限1.5億円→2億円)

平成9年 (対象事業)

- ・下限 7,000万円

(下限5,000万円→7,000万円)

平成10年 (対象事業)

- ・上限 3億円(過去急増市町村に限る)

大規模改造（老朽：エコ改修）事業の概要【平成23年度創設】

《目的》

- ・学校施設の老朽化が深刻であるため、老朽改修の実施が急務
 - ・改正省エネ法に基づき作成した省エネ計画の達成が必要
 - ・猛暑等の対策として、室内の温熱環境等の改善が必要
- ⇒環境に配慮した計画的・効率的な老朽改修を促進する。

《対象》

建築後20年以上の建物

《算定割合》

1／3（財政力指数が1.0を超える設置者にあっては2／7）

下限額：7,000万円（地方公共団体単位）かつ400万円以上（事業単位）

上限額：2億円（過去急増市町村にあっては3億円）

※小規模自治体の場合（小中学校数が6校以下）下限額：1,000万円（地方公共団体単位）かつ400万円以上（事業単位）

※建物区分ごとに、老朽改修の工事費全体に占めるエコ改修の工事費の割合が50%以上となること。

《実施例》

（これまでの老朽改修）

	23年度	24	25	26	27
A小					
B小					
C小					
D中					
⋮					

（今後の老朽エコ改修の例（イメージ））

	23年度	24	25	26	27
A小					
B小					
C小		高効率照明 への更新	壁の断熱化、 二重サッシ		高効率空調 への更新
D中					
⋮					

大規模改造（老朽：エコ改修）の創設により、分割して、計画的、効率的に改修することも可能

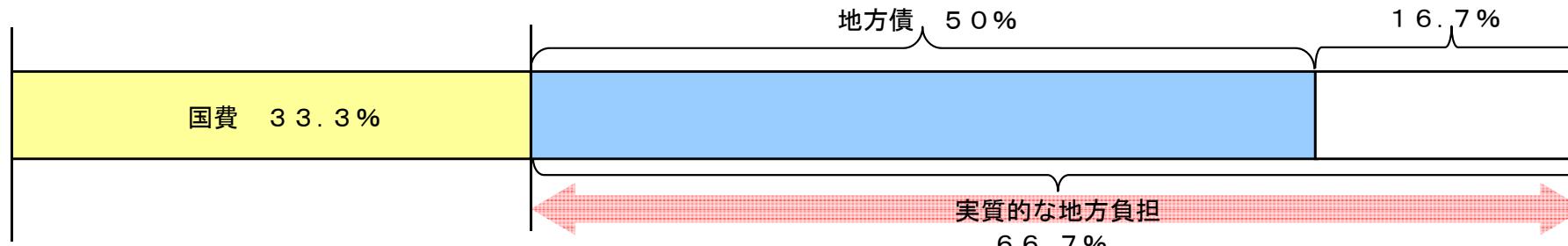
《効果》

- ・費用対効果の高いものから順次実施できる。
- ・多くの学校を、同時に環境改善できる。
- ・一括発注によるコストダウンも可能。

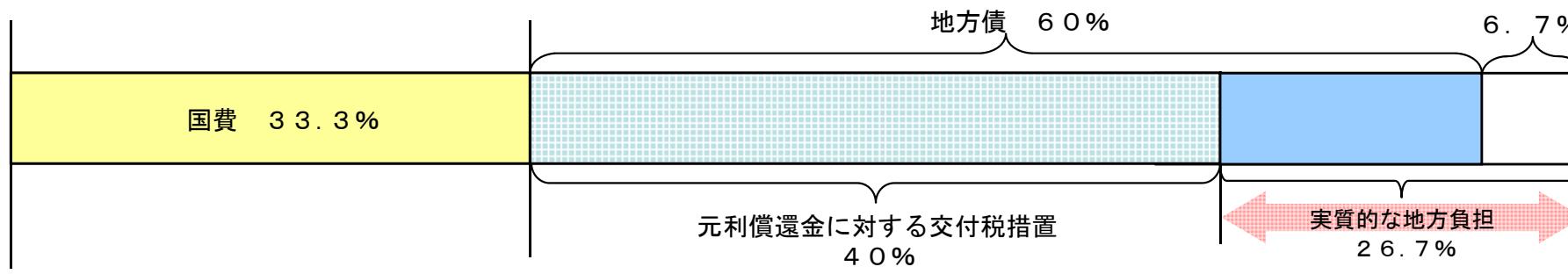
老朽関連事業における地方財政措置(平成24年度)

※一般会計事業として実施する場合

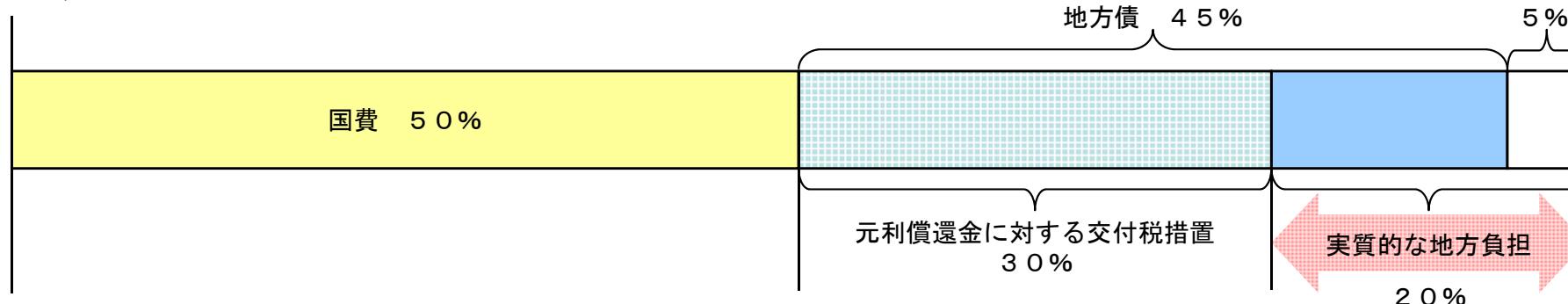
○大規模改造事業（老朽）の財源内訳



○改築事業の財源内訳



〔参考〕新增築事業の財源内訳



公立学校施設の維持管理に要する経費

1. 趣旨

経常的に発生する建物の維持補修や小規模な改良については、設置者が自らの判断で適時、適切に行うものであるが、建物の維持管理に要する経費については、地方交付税等により所要の措置を講じている。

2. 老朽した建物に対する措置

地方単独事業で実施される以下の事業に対しては地方債措置がされる。

○対象事業

建 物：建築後15年以上経過した、小中学校、中等教育学校（前期課程）及び特別支援学校（小中学部）の校舎及び屋内運動場

工 事：一部改造又は全面改造

下限額：2,000万円以上

○起債充当率

対象事業費の75%（元利償還金の30%を地方交付税措置）

3. 建物の維持管理費に対する措置（平成23年度）

維持管理費に要する経費を地方交付税の単位費用に以下のとおり算定している。

○個別算定経費（建物等維持修繕費）

小学校18学級につき、3,270千円

中学校15学級につき、3,540千円

○包括算定経費（改修等事業費）※標準団体（人口10万人）の事業費として単位費用に積算

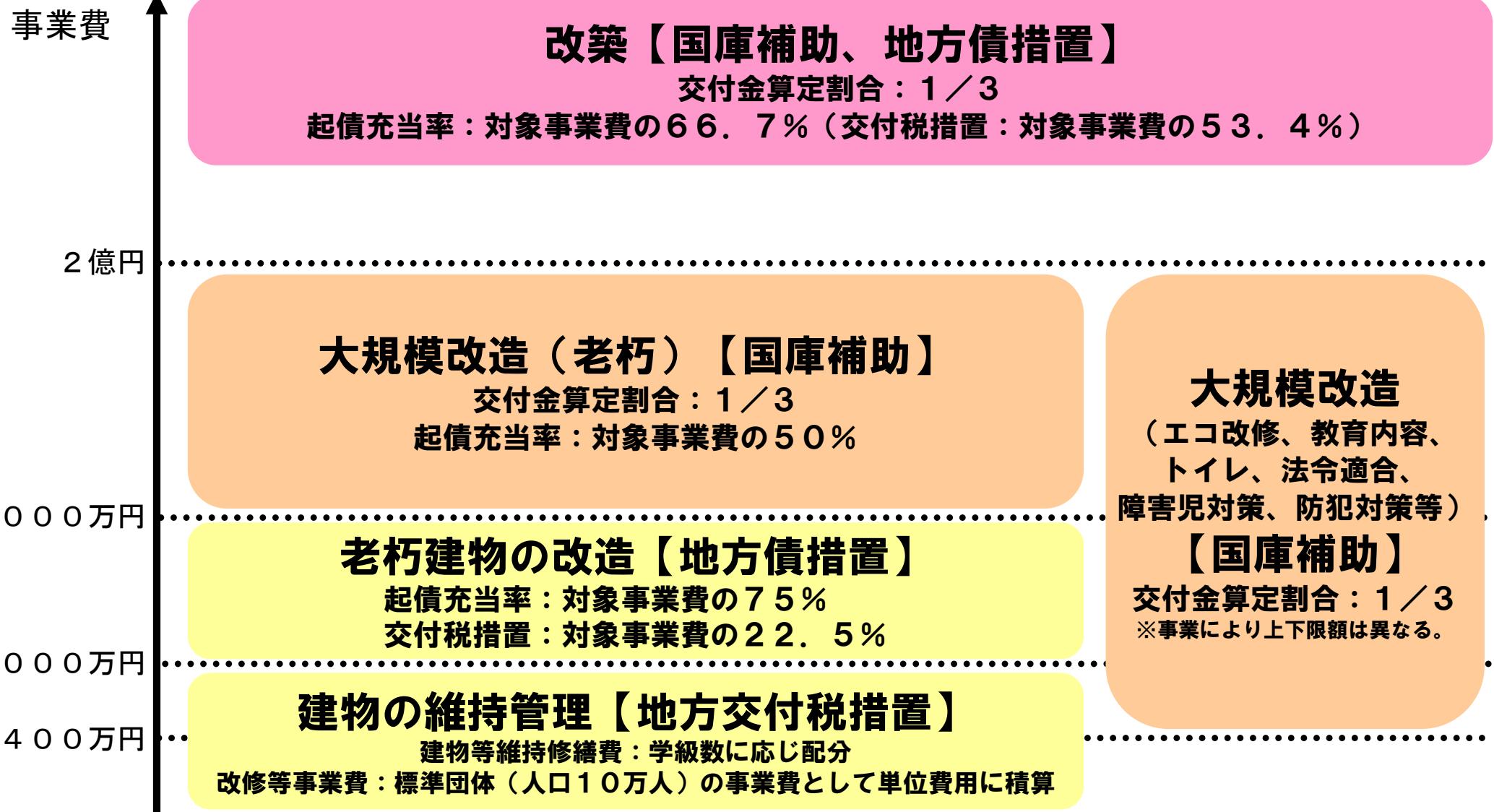
小学校分 145,000千円

中学校分 67,000千円

老朽化対策に関する財政支援措置イメージ

(標準的な規模の自治体・学校の場合。平成24年度)

国と地方の役割分担の観点から、原則として、事業費7000万円以上の大規模な事業を国庫補助対象、それ以外は地方単独事業としている。ただし、政策的な観点から各個別課題の推進に必要な事業については、一部、国による財政支援を実施。



公立学校施設の必要面積

1. 必要面積（国庫補助基準面積）

必要面積は、学習指導要領に即した学校教育の実施を確保する上で、必要となる標準的な面積を学校種別、建物種別ごとに定めたもの。

各学校設置者において、弾力的に多様な学校施設を整備することができるよう、教室等の個々の室の面積を定めたものではなく、学校規模に応じた総面積を定めている。

また、必要面積は教育内容・方法等の多様化等に伴う学習指導要領の改正等を踏まえ、所要の改善を図っている。

2. 小・中学校校舎の必要面積の例（現行）

（温暖地）

学校種別	6学級	12学級	18学級	24学級
小学校	2, 468m ²	3, 881m ²	5, 000m ²	6, 038m ²
中学校	3, 181m ²	5, 129m ²	6, 088m ²	7, 390m ²

※多目的スペースを設置する場合は、上表の面積に小学校は18.0%、中学校は10.5%をそれぞれ加算できる。

※積雪寒冷地については、上表の面積に加算補正する。

（参考）学級数に応じた基準となった昭和39年当時の必要面積の例

（温暖地）

→現行基準の概ね半分程度。

学校種別	6学級	12学級	18学級	24学級
小学校	1, 009m ²	1, 852m ²	2, 645m ²	3, 425m ²
中学校	1, 324m ²	2, 348m ²	3, 340m ²	4, 100m ²

エコスクール化の推進

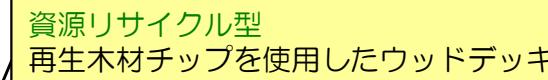
●総合的な事業タイプの整備事例



太陽光発電型
校舎屋上に太陽光発電
パネルを設置



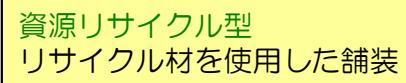
太陽熱利用型
太陽熱をプールの温水
シャワーに利用



資源リサイクル型
再生木材チップを使用したウッドデッキ



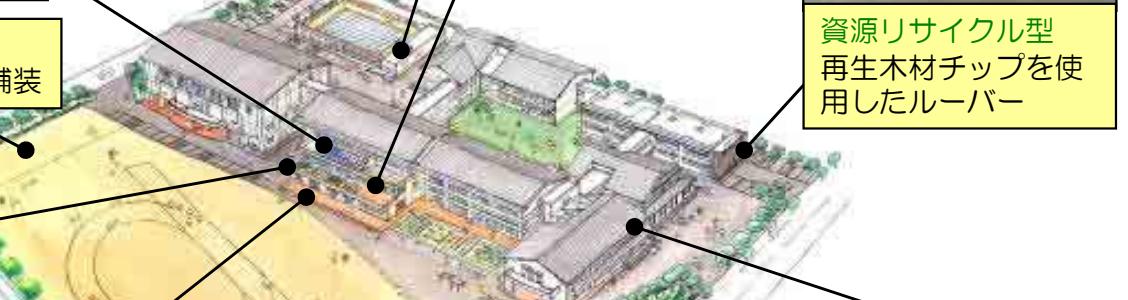
資源リサイクル型
再生木材チップを使用したルーバー



資源リサイクル型
リサイクル材を使用した舗装



自然共生型
屋上緑化

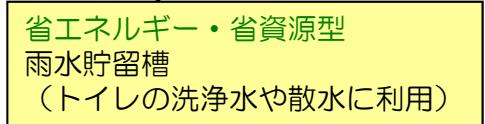


太陽光発電型
その他新エネルギー活用型
太陽光と風力発電による外灯

自然共生型
ビオトープ



木材利用型
内装の木質化



省エネルギー・省資源型
雨水貯留槽
(トイレの洗浄水や散水に利用)

地域交流花壇

用水を利用した螺旋水車

●その他の事業タイプの例

自然共生型

校庭芝生化



省エネルギー・省資源型

高効率照明器具
人感センサー
昼光センサー



断熱ガラス 二重サッシ



老朽設備更新



エネルギー・ CO₂管理システム



●環境を考慮した学校施設（エコスクール）のパイロット・モデル事業の認定実績（平成24年4月）

H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	合計
18校	20校	20校	41校	58校	88校	97校	98校	101校	70校	79校	104校	157校	175校	134校	80校	1340校

近年の老朽対策に関する報告書、取組事例、手引き等の一覧

【エコスクール関係】



- 環境に配慮した学校施設の整備推進のために（平成20年2月）
学校施設の居住環境や環境配慮に関する現状と課題を分析し、光熱水使用等における省資源・省エネルギーの取組の推進及び環境教育への効果を踏まえ、既存学校施設の改修等にあわせて実施できる環境配慮方策を提案。



- 環境を考慮した学校施設（エコスクール）の今後の推進方策について
一低炭素社会における学校づくりの在り方ー（最終報告）（平成21年3月）

地球温暖化対策を推進するため、新增改築だけでなく既存の学校施設を含めたすべての学校においてエコスクールづくりを目指ための基本的な考え方、具体的な推進方策等を提示。



- 校舎のエコ改修の推進のために～モデルプランにおける環境対策のシミュレーション結果～平成21年8月

既存学校施設を対象に、耐震対策、老朽対策、質的改善と併せて、環境に配慮した改修整備を行う3つのモデルプランを提示するとともに、各モデルプランにおけるCO2削減効果、教室内環境の改善効果及び概算工事費について検証を実施。



- すべての学校でエコスクールづくりを目指して－既存学校施設のエコスクール化のための事例集－（平成22年5月）

既存学校施設の整備事業に取り組む際の基本的な考え方や手順、並びに学校設置者や個々の学校の先進的なエコスクールへの取組を紹介。



- 校舎のエコ改修の推進のために モデルプランにおける環境対策のシミュレーション結果（全国版）（平成22年11月）

平成21年8月に公表された2つの地域、3つのモデルプランにおける環境対策のシミュレーション結果に加えて、他の4つ地域において同様の検証を実施。



- エコスクール 環境を考慮した学校施設の整備推進 エコスクールパイロット・モデル事例集（平成23年2月）

環境を考慮した学校施設の整備を推進するため、エコスクールパイロット・モデル事業の具体的な事例を紹介。



- エコスクール推進のためのFAST [学校施設のCO2削減設計検討ツール] (Ver.2) 操作マニュアル（平成24年6月）

地球温暖化対策を図るため、既存学校施設のエコ改修対策が課題となっており、どのような環境対策を実行すれば、どれだけのCO2排出量を作成できるかを瞬時に算出するプログラム。

【老朽化、評価関係】



- みんなの学校をながく・よく使い続けるアイデア－既存学校施設の有効活用に向けて－（平成17年3月）

既存学校施設を現代の教育方法・教育内容に対応させ、また、余裕教室等を学校以外の用途にも活用して、学校施設全体をながく・よく使い続けることを、広く普及させることも目的としたアイディア集。



- 学校施設の評価の在り方について～学校施設の改善のために～平成21年3月

学校施設が抱える様々な課題の解決のためには、適切な評価が必要と考え、評価の目的、評価における学校と設置者の役割、評価の進め方、評価項目・指標等の参考事例及び評価結果に基づく改善・支援の考え方等を示したもの。



- 学校施設の評価事例集 学校施設がこんなによくなりました（平成22年3月）

学校施設の評価の取組を推進するため、日頃から、学校及び設置者の方々が、創意工夫して、学校施設の現状の把握と維持・改善を行っている事例についてとりまとめた事例集。



- CASBEE学校 学校施設における総合的な環境性能評価手法マニュアル[2010]（平成22年9月）

既存建物や新築・改修整備する施設について、教室の快適性などの環境品質と温室効果ガスの排出などの環境負荷により建物の環境性能を総合的に評価するマニュアル。



- 新たな学校施設づくりのアイディア集～充実した教育活動と豊かな学校生活のために～（平成22年1月）

新增改築だけでなく既存学校の改修において、学校が抱えている課題について学校関係者がその解決策を検討する中で、解決のヒントを得るために参考資料として活用いただくことを企図したアイディア集。

公立学校施設に係る転用手続（財産処分手続）

原則

国庫補助を受けて整備した建物を転用する場合 ⇒ 補助金適正化法の規定により、文部科学大臣の承認（財産処分手続）が必要
本来、公立学校施設整備のために交付された補助金なので、補助目的外に転用する場合には、国庫補助相当額の国庫納付が必要

ただし、以下の場合、財産処分手続は不要

- ・国庫補助を受けずに整備した建物を転用する場合
- ・国庫補助を受けて整備した建物で、処分制限期間の経過している建物を転用する場合（例：鉄筋コンクリート造の校舎＝47年）

公立学校施設に係る財産処分手続の大幅な簡素化・弾力化～文部科学省の取り組み～

文部科学省では、以下のとおり国庫補助金相当額の国庫納付をほとんどの場合に不要とするなど、公立学校施設に係る財産処分手続の大幅な簡素化・弾力化を図っている。

（平成20年6月に取扱通知を改正）

◎…新たな取扱い、☆…取扱範囲の拡大、○…従前からの取扱い

国庫補助事業完了後10年以上経過し、次のいずれかに該当

☆無償による財産処分（転用・貸与・譲渡・取壊し）（相手先は問わない）

＜報告で可＞（平成20年6月より）

- ・他の地方公共団体が使用するための無償貸与・無償譲渡
- ・社会福祉法人、学校法人、民間事業者等へ無償貸与・無償譲渡

☆国庫納付金相当額を学校施設整備のための基金に積み立てた上で、相手先を問わず、有償貸与・有償譲渡

（平成19年3月より（平成20年6月より、廃校以外も対象））

国庫補助事業完了後10年未経過で、次のいずれかに該当

◎耐震補強事業、大規模改造事業（石綿及びPCB対策工事に限る）を実施した建物等の無償による財産処分

（平成20年6月より）

◎大規模改造事業（上記以外）で、補助後10年以上経過した建物等と併行してやむを得ずに行う無償による財産処分

（平成20年6月より）

◎市町村合併に伴う、学校統合等をした建物等の無償による財産処分（平成20年6月より）

＜報告で可＞

○学校統合後等に地域再生計画の認定を受けた建物等の無償による転用・貸与（平成16年4月より）

財産処分制限期間

補助事業等により取得した財産の処分制限期間例示表

補助金等の 名称	処分を制限する財産の名称等			処分制限期間（年）	
	施設設備等名	財 产 名	構造規格等	①	②
公立学校施 設整備費補 助金等	公立文教施設	校舎	鉄筋コンクリート造	60	47
		屋内運動場	レンガ造, ブロック造, 石造	45	38
		寄宿舎	鉄骨造	40	34
		教員宿舎	木造	24	22
		水泳プール		30	30
		冷暖房設備	冷凍機の出力が22kw以下のもの	13	13
			その他のもの	15	15
		ボイラー設備		15	15
		エレベータ		17	17

- ① 昭和60年3月5日文部省告示第28号に基づく、平成12年度以前の予算に係る補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産について適用する。
- ② 平成14年度3月25日文部科学省告示第53号に基づく、平成13年度以降の予算に係る補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産から適用する。

～未来につなごう～「みんなの廃校」プロジェクト（平成22年9月～）

廃校施設等の有効活用にあたっての課題

- ・廃校施設等の活用方法を検討しているが、活用先が見つからない（地方公共団体）
- ・廃校施設等を活用して事業をしたいが、活用できる廃校施設等が見つからない（活用希望者）

解決策

文部科学省による廃校施設等情報と活用ニーズのマッチング

地方公共団体

廃校施設等情報

- ・竣工年
- ・面積
- ・立地条件
- ・貸与・譲渡条件
- ・連絡先 等



活用の相談・応募



マッチング

活用希望者

- ・民間企業
- ・NPO法人
- ・保育所
- ・児童福祉施設
- ・老人福祉施設 等



個別の廃校施設等の情報提供・公募

文部科学省

**HPで全国の廃校施設等情報を紹介
＝活用用途募集廃校施設等一覧**

分散している廃校施設等の情報を集約

全国の廃校施設等の公募情報を網羅的に紹介

○文部科学省のHPに掲載することにより、各地方公共団体の廃校施設等が、全国の活用希望者に情報提供されるため、活用の選択肢が広がり、より地域の実情に応じた活用が図れる。（地方公共団体）

○全国の廃校施設等を網羅的に確認できることにより、より条件の合う廃校施設等の利用を検討することができる。（活用希望者）

● 「みんなの廃校」プロジェクトにおいて転用が決定した廃校施設の例

都道府県名	設置者名	旧学校名	転用後施設
北海道	夕張市	幌南（こうなん）小学校	企業（リース業）倉庫
北海道	新冠町	美宇（びう）小学校	研修・交流施設
茨城県	利根町	利根（とね）中学校、布川（ふかわ）小学校	4年制大学

都道府県名	設置者名	旧学校名	転用後施設
長野県	富士見町	南中学校	工場
宮崎県	宮崎市	去川（さるかわ）小学校	体験交流施設
宮崎県	都城市	四家（しか）小学校	研究施設

廃校活用例

主な活用用途	例	件数	H22	H23(今回)
公民館・資料館等		754		
社会教育施設	公民館、生涯学習センター等	594	608	
文化施設	資料館、美術館等	131	146	
社会体育施設		802		
社会体育施設	スポーツセンター等	707	802	
福祉施設・医療施設等		337		
障害者福祉施設	自立支援施設、作業所等	64	73	
保育所		32	35	
児童福祉施設(保育所を除く)	子ども家庭支援センター等	31	33	
放課後児童クラブ		31	40	
放課後子ども教室		20	18	
老人デイサービスセンター		31	36	
介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)		22	28	
その他老人福祉施設	小規模多機能ホーム、世代間交流センター等	58	60	
医療施設		14	14	
体験交流施設等		300		
体験交流施設	自然体験施設、農業体験施設等	156	179	
研修施設		78	90	
宿泊施設(体験交流施設を除く宿泊施設)		25	31	
庁舎等		291		
庁舎等		194	210	
備蓄倉庫		64	81	
企業・創業支援施設・その他法人施設等		181		
企業施設	工場、事務所等	91	122	
創業支援施設	ベンチャー企業の拠点施設等	18	22	
その他法人事務所等(企業・学校法人を除く)		31	37	
住宅		32		
住宅		27	32	
大学施設		25		
大学施設		24	25	

(複数回答)

●秋田県大館市 旧山田小学校 (生ハム工場)



●東京都世田谷区 旧池尻中学校 (ものづくり学校)



●奈良県山添村 旧北野小学校 (保育園)



余裕教室の活用状況 (平成21年5月1日現在)

1. 余裕教室の活用状況

(単位:室) ※上段は余裕教室数(活用教室数・学校施設以外への活用・未活用教室数)に占める割合(単位:%)

学校区分	余裕教室数 ①	活用教室数 ②	学校施設としての活用	学校施設以外への活用								未活用教室数 ①-②	活用計画あり	活用計画無し
				社会教育施設等	備蓄倉庫	児童福祉施設		放課後子ども教室等	社会福祉施設	その他(廃校含む)				
				保育所	児童館等									
小学校	100%	99.0%		8.0%								1.0%		
		100%	92.0%	100%	8.4%	8.8%	1.2%	2.8%	65.5%	4.4%	8.8%	100%	67.0%	33.0%
	40,209	39,827	36,658	3,169	266	280	39	90	2,076	139	279	382	256	126
中学校	100%	99.2%		1.3%								0.8%		
		100%	98.7%	100%	31.1%	23.6%	1.5%	0.0%	1.5%	6.7%	35.6%	100%	76.9%	23.1%
	20,893	20,720	20,453	267	83	63	4	0	4	18	95	173	133	40
合計	100%	99.1%		5.7%								0.9%		
		100%	94.3%	100%	10.2%	10.0%	1.3%	2.6%	60.5%	4.6%	10.9%	100%	70.1%	29.9%
	61,102	60,547	57,111	3,436	349	343	43	90	2,080	157	374	555	389	166

2. 学校施設としての活用の内訳

(単位:室)

学校区分	学校施設としての活用	児童・生徒のためのスペース						その他のスペース	教職員のためのスペース	地域への学校開放を支援するスペース	学校用備蓄倉庫等
		学習方法・指導方法の多様化に対応したスペース	特別教室等の学習スペース	児童・生徒の生活・交流スペース	心の教室カウンセリングルーム	授業準備のスペース					
小学校	36,658	32,445	15,707	9,255	4,889	813	1,781	4,213	2,155	1,106	952
中学校	20,453	18,204	8,882	4,471	2,647	1,167	1,037	2,249	1,436	330	483
合計	57,111	50,649	24,589	13,726	7,536	1,980	2,818	6,462	3,591	1,436	1,435

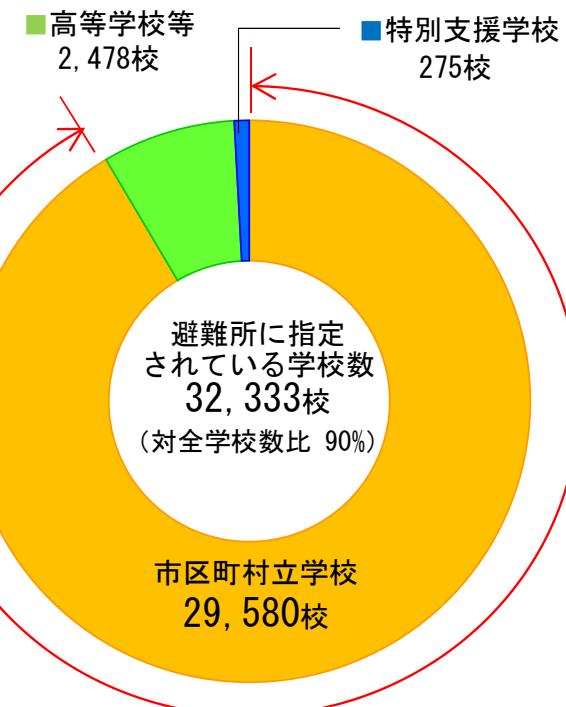
避難所に指定されている学校数

全公立学校のうち、約9割が避難所として指定。

避難所に指定されている学校数

学校種別	全学校数 (校)	避難所指定学 校数 (校)	割合 (%)
市区町村立学校	31,642	29,580	93.5
	29,675 (29,995)	27,822 (27,997)	93.8 (93.3)
都道府県立学校	3,578	2,478	69.3
	3,338 (3,385)	2,348 (2,286)	70.3 (67.5)
特別支援学校	868	275	31.7
	813 (805)	268 (230)	33.0 (28.6)
合計		36,088 33,826 (34,185)	32,333 30,438 (30,513)
			89.6 90.0 (89.3)

避難所に指定されている
学校施設のうち、約9割
が市町村立学校



- ※ 学校施設の防災機能に関する実態調査 より
(国立教育政策研究所文教施設研究センター)
- ※ 平成24年5月1日現在

- 国立教育政策研究所において、公立学校の施設の防災機能に関する実態調査を実施。
(岩手県、宮城県、福島県を除く)

避難所に指定されている学校施設の防災機能整備状況

公立学校の89.3%が避難所に指定されているものの、
避難所の指定と防災機能の実態が必ずしも整合していない

避難所に指定されている学校施設の防災関係施設・設備の整備状況

項目	市区町村立学校			都道府県立学校						計		
	避難所指定 学校数(校)	設置数 (校)	割合 (%)	高等学校等			特別支援学校			避難所指定 学校数(校)	設置数 (校)	割合 (%)
				避難所指定 学校数(校)	設置数 (校)	割合 (%)	避難所指定 学校数(校)	設置数 (校)	割合 (%)			
防災倉庫/備蓄倉庫 (学校敷地内)	29,580	11,731	39.7	2,478	599	24.2	275	84	30.5	32,333	12,414	38.4 (35.2)
防災倉庫/備蓄倉庫 (学校外設置を含む)		14,392	48.7		639	25.8		86	31.3		15,117	46.8 —
屋外利用トイレ		19,793	66.9		1,887	76.2		150	54.5		21,830	67.5 (65.7)
体育館のトイレ		23,941	80.9		1,676	67.6		193	70.2		25,810	79.8 (78.0)
体育館の多目的トイレ		5,660	19.1		433	17.5		101	36.7		6,194	19.2 —
校舎の多目的トイレ		12,193	41.2		1,291	52.1		203	73.8		13,687	42.3 —
通信装置		12,327	41.7		532	21.5		71	25.8		12,930	40.0 (30.2)
自家発電設備等 ※		7,830	26.5		863	34.8		206	74.9		8,899	27.5 (18.0)
貯水槽、プールの 浄水装置、井戸		9,888	33.4		852	34.4		98	35.6		10,838	33.5 (29.7)
要援護者のスペース		10,216	34.5		1,163	46.9		140	50.9		11,519	35.6 —
女性のプライバシー に配慮したスペース		9,836	33.3		1,041	42.0		123	44.7		11,000	34.0 —
体育館のスロープ		12,753	43.1		911	36.8		170	61.8		13,834	42.8 —
校舎のスロープ		14,489	49.0		1,412	57.0		201	73.1		16,102	49.8 —

※ 学校施設の防災機能に関する実態調査 より
(国立教育政策研究所文教施設研究センター)

※ 平成24年5月1日現在

公立学校施設整備の経済波及効果

公立学校の施設整備については、他の諸事業と比較しても経済効果が大きい。

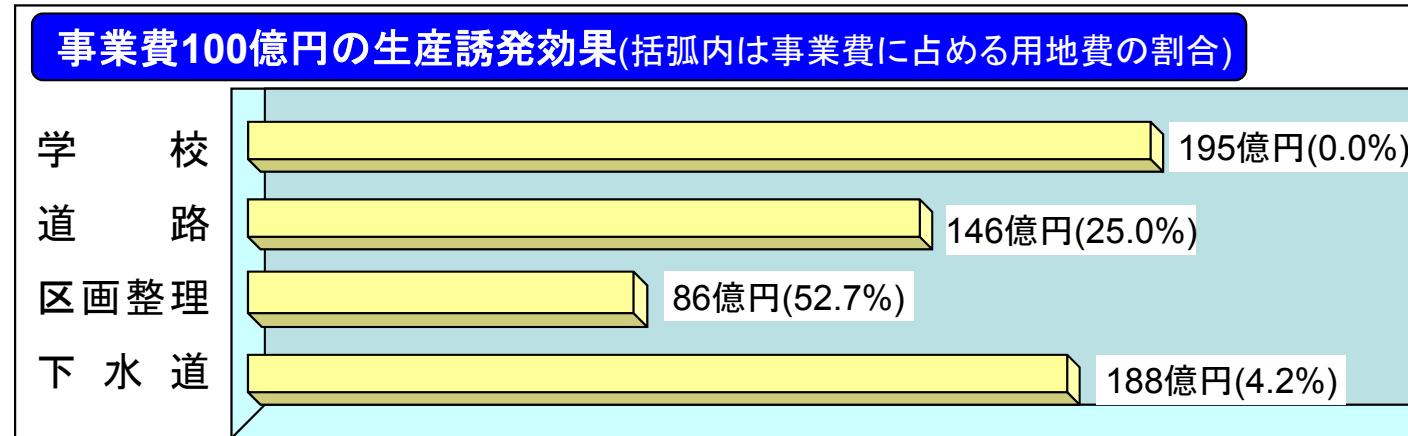
◎平成24年度予算

総事業費 約2,900億円 <国費 約1,246億円>

◆生産誘発効果 約5,600億円

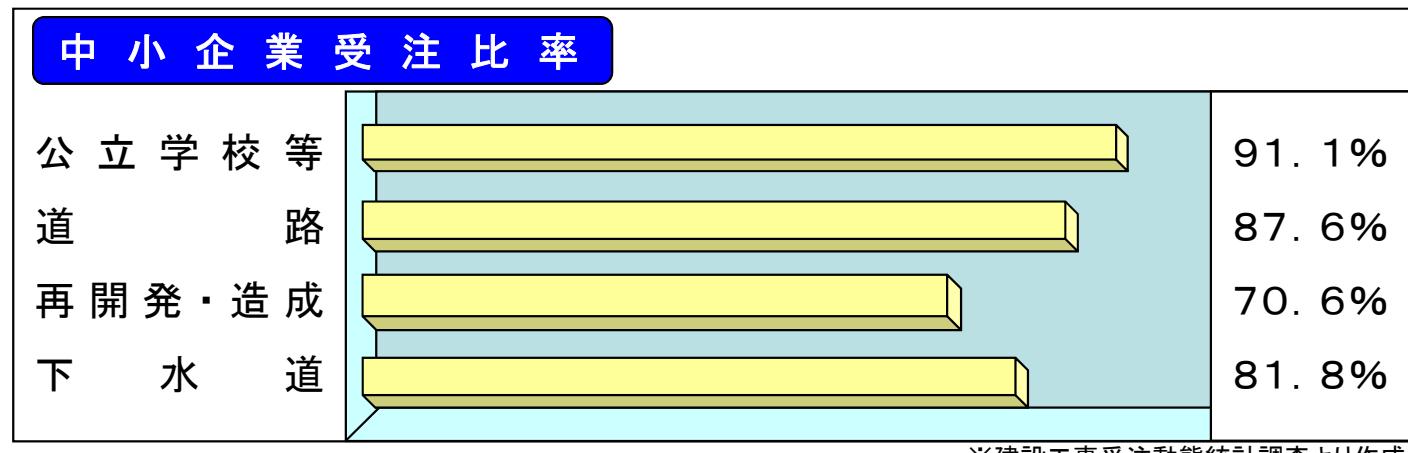
◆雇用創出効果 約3万1,000人

特徴①:学校施設整備は、用地取得・補償の必要がないため、他の公共事業と比較しても、経済効果が大きい。



※建設部門分析用産業連関表、建設業務統計年報より作成

特徴②:建築・電気設備・機械設備など幅広い分野の工事を実施することから、他の公共事業と比較しても、地元・中小企業の受注拡大に大きく貢献している。



※建設工事受注動態統計調査より作成

特徴③:学校施設は全ての市町村に存在するため、全国津々浦々に経済効果が波及する。

(参考1) 目標耐用年数について

●建築物全体の望ましい目標耐用年数の級

用途	鉄筋コンクリート造	
	高品質の場合	普通品質の場合
学校	Y。 100以上	Y。 60以上

●目標耐用年数の級の区分の例

級	代表値	範囲
Y。 100	100年	80～120
Y。 60	60年	50～80

<出典>「建築物の耐久計画に関する考え方」編集・発行:社団法人日本建築学会(1988年10月10日発行)

(参考2) 建築物の部位・部材の計画更新年数

区分	種別	名称	計画更新年数 [*] (年)
屋根	屋根露出防水	屋根 アスファルト露出防水	20
外 部	外壁仕上塗材	外壁 複層仕上塗材	15
内 部 仕 上	壁一ボード	内壁 せっこうボード張り	30
建 具	外部アルミニウム建具	外部建具 アルミ製引違窓	40
電 力	蛍光灯	照明器具 蛍光灯 埋込・下面開放FHF 32W×2	20
	分電盤	分電盤 (主幹 3P 225A、分岐 18回路)	25
通信・情報	拡 声	スピーカ 天井埋込形	20
給排水衛生	給水給湯配管；配管類	ビニル管 (HIP、給水) 30A	20
	機器：タンク類	鋼板製貯湯タンク	20
換 気	換気機器：送風機	消音ボックス付送風機	20

*計画更新年数：計画的に更新が必要な年数を示し、建築部材協会・設備メーカー調査等をもとに算出されたもの。

〈出典〉 「平成17年度版 建築物のライフサイクルコスト」 監修：国土交通省大臣官房官庁営繕部、
編集・発行：財団法人建築保全センター、発行：財団法人経済調査会（2005年9月1日発行）

(参考3) ライフサイクルコストについて

ライフサイクルコスト(LCC)のうち、運用管理段階に発生する保全費、修繕費、改善費や運用費(光熱水費等)を含む運用管理費(ランニングコスト)は非常に大きく、初期の建設費(イニシャルコスト)の4~5倍に達する例もある。

※LCC(ライフサイクルコスト):企画設計段階、建設段階、運用管理段階及び解体再利用段階にわたる建築物の生涯に必要なすべてコストを指す

図1:建物LCCの概念



図2:LCCの内訳

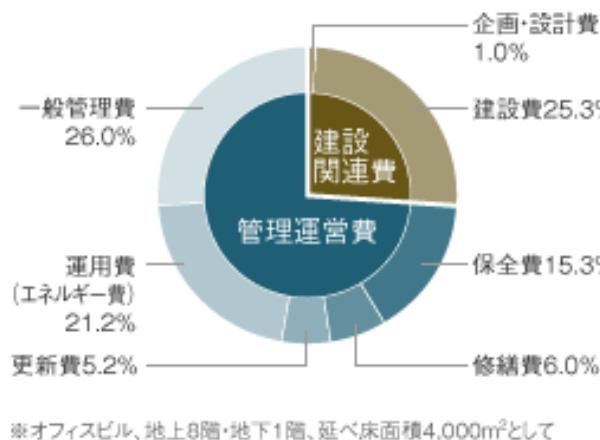
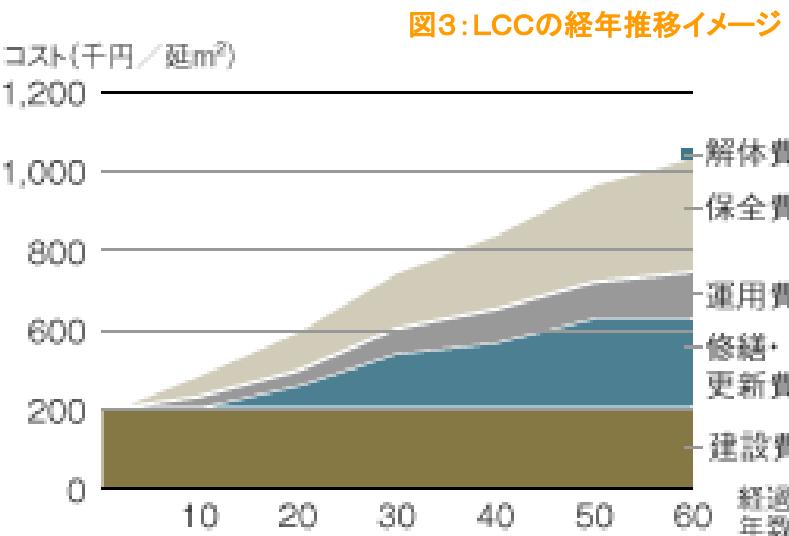


表1:中規模事務所建築物のLCCモデル(65年間のLCCモデル)

大区分	中区分	コスト(千円)	占有率(%)	
企画設計コスト	建設企画コスト	3,328	0.1%	建設コスト 1/4程度
	現地調査コスト	3,092	0.1%	
	用地取得コスト	2,017	0.1%	
	設計コスト	43,904	1.2%	
	効果分析コスト	728		
	環境管理コスト	728		
	設計支援コスト	2,887		
(小計)		56,684	1.6%	
建設コスト	工事契約コスト	1,109		維持修繕・ 運営管理で 3/4程度
	建設工事コスト	918,634	25.1%	
	工事管理コスト	14,931	0.4%	
	施工検査コスト	754		
	環境対策コスト	967		
	建設支援コスト	4,268	0.1%	
	(小計)	940,663	25.7%	
運用管理コスト	保全コスト	794,710	21.7%	維持修繕・ 運営管理で 3/4程度
	修繕コスト	869,545	23.8%	
	改善コスト	78,351	2.1%	
	運用コスト	483,538	13.2%	
	一般管理コスト	187,226	5.1%	
	運用支援コスト	187,226	5.1%	
	(小計)	2,600,596	71.1%	
解体再利用コスト	解体コスト	38,498	1.1%	
	再利用コスト	19,928	0.5%	
	環境対策コスト	322		
	(小計)	58,748	1.6%	
総計		3,656,691	100.0%	

出典 図1、表1:「建築物のライフサイクルコスト」(国土交通省官房営繕部監修)より

図2、図3:(社)建設設備維持保全推進協会編「ビルディングLCビジネス百科」より



(参考4) 公共施設の更新等に関する推計・需要増大が懸念される施設

公共施設の将来更新費用は現在の2.4倍と推計。
また、約65%の地方公共団体が学校施設の更新需要増大を懸念。

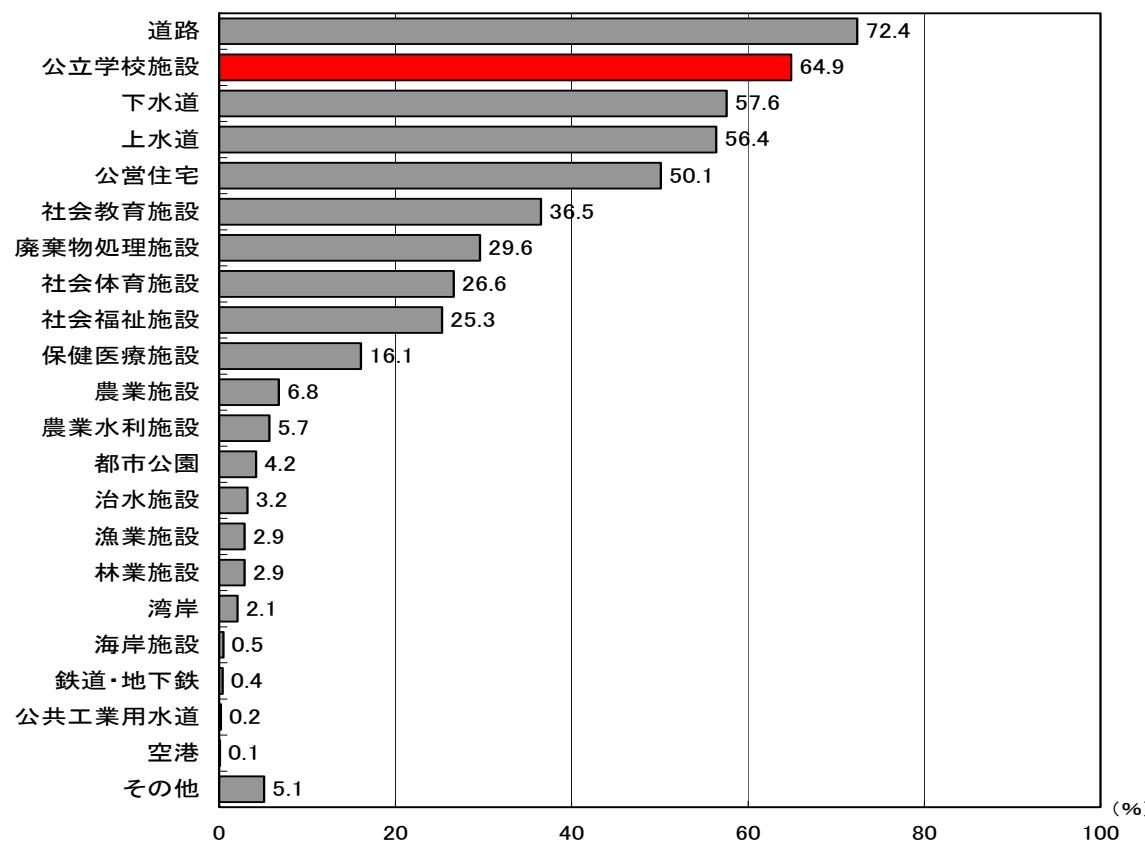
●現在の既存更新額に対する将来的 1年あたりの更新費用の割合 ～公共施設（学校、公営住宅等）～



※ 「公共施設及びインフラ資産の将来的更新費用の比較分析に関する調査」 総務省 平成24年3月

※ 市区町村が現在保有する公共施設（学校、公営住宅等）を建設・整備した年度から、それぞれ設定された耐用年数の経過後に現在と同じ面積・延長等で更新すると仮定して、試算の翌年度以降40年度分の更新費用をそれぞれ試算。（公共施設は30年で大規模改修、60年で建て替えるものと仮定）（調査協力市区町村111団体）

●今後、社会資本の維持管理・更新需要の増大が懸念 される施設



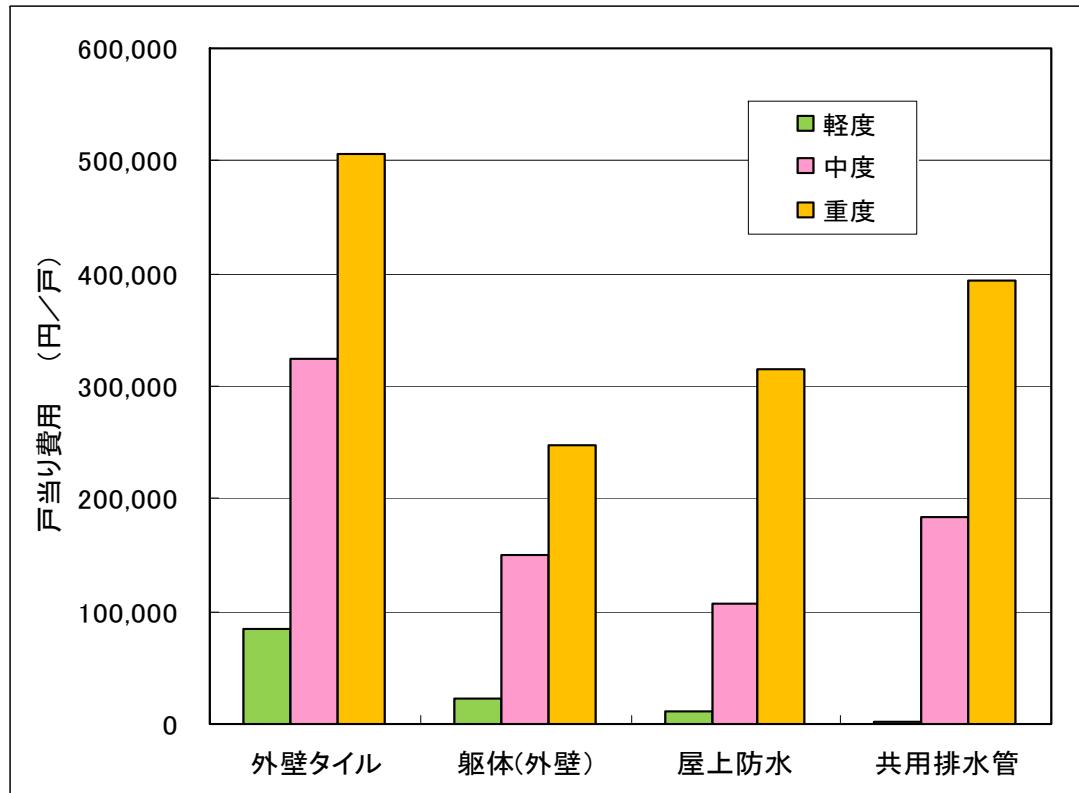
※ 「社会資本の維持管理及び更新に関する調査」 総務省 平成24年2月

※ 全市区町村1750団体（平成22年8月31日現在）を対象に、自計申告方式（調査対象者自身に調査票へ記入してもらう調査方式）により実施。（回答：1381団体）

(参考5) 予防保全と事後保全のコスト比較(イメージ)

劣化が進行するに従い、適用技術の高コスト化、補修範囲の拡大により改修費用は増大する

(参考)劣化度に対して適用される工法による概算改修工事費の試算(マンション等共同住宅の場合)※



左のグラフに対応する適用技術と補修範囲

部位	劣化度	適用技術	補修範囲
外壁タイル	軽度	張替工法(部分)	壁全体の5%
	中度	張替工法(部分)	壁全体の20%
	重度	張替工法(部分)	壁全体の30%
躯体 (外壁)	軽度	ひび割れ補修工法(被覆工法、充てん工法)	ごく一部
	中度	表面処理工法(中性化抑制) +断面修復工法(鉄筋腐食補修)	狭範囲
	重度	表面処理工法(中性化抑制) +断面修復工法(鉄筋腐食補修)	広範囲
屋上防水	軽度	かぶせ工法(露出防水)	部分
	中度	かぶせ工法(露出防水)	全面
	重度	アスファルト露出防水の改修工法 (既存防水層全面撤去後に新規防水層の再施工)	全面
共用 排水管	軽度	排水管高圧洗浄工法	一式
	中度	排水管更生工法 (反転挿入による雑排水管更生)	一式
	重度	排水管一般更新工法	一式

※国土交通省「持続可能社会における既存共同住宅ストックの再生に向けた勉強会(第3回)(平成24年5月16日開催)」

“資料2-5共同住宅の再生のための技術(耐久性・耐用性)2劣化状況に応じた修繕・改修技術の適用⑤劣化状況による改修工事費の比較”より抜粋

(参考6) 改築・改修時の廃棄物発生量

改築工事から長寿命化工事にシフトすることで、
建設廃棄物の排出が約10分の1に抑制される

解体・新築・改修時に発生する建設廃棄物が同量程度となる規模

解体時	床面積	80m ²
新築時	床面積	500m ²
修繕・模様替	金額	1億円

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(建設リサイクル法)施行令第2条より

廃棄物発生量
を試算

		面積(m ²) ①	標準規模 ^{※1} (m ²) ②	廃棄物発生 量(指數) ②/①
改築	解体	80	5,200	65.0
	新築	500	5,200	10.4
	合計	—	—	75.4
長寿命化工事		667 <small>※2</small>	5,200	7.8

約 $\frac{1}{10}$

※1 全国公立小中学校の保有面積平均値(平成23年度公立学校施設実態調査報告)

※2 長寿命化工事 15万円/m²として試算。

(参考7) 保有面積と修繕費の関係について(試算)

年間修繕費の全国平均値は約600円／m²。10%の余剰面積があった場合、現状ベースでも当該部分の修繕費は1設置者あたり約450万円／年になる。

小中学校における修繕費(全国平均値)

年間修繕費 (百万円)	総面積 (千m ²)	平米単価 (円/m ² ・年)
99,000	163,000	607

修繕費の構成:ペンキ塗り替え、屋根・窓ガラスの修繕、設備等の修繕など

修繕費:平成22年度地方教育費調査報告書(平成21会計年度)
面積:平成21年度公立学校施設実態調査報告

(参考)

余剰面積を校舎面積の10%と仮定した場合の、
当該部分の1校あたりの年間修繕費(試算)

平米単価 (円/m ² ・年)	余剰面積 (m ²)	年間修繕費 (千円)
607	420	255

余剰面積:平成21年度公立学校施設実態調査報告における
全国小中学校の校舎面積の平均値約4,200m²より算出。



1設置者あたりに換算すると
年間約450万円

平成21年5月1日時点の設置者数1,800
全国小中学校数32,043校より算出。

(参考8－1) 既存不適格建築物について（国土交通省資料）

既存不適格建築物

既存の適法な建築物が法令の改正等により違反建築物とならないよう、新たな規定の施行時又は都市計画変更等による新たな規定の適用時に現に存する又は工事中の建築物については、新たに施行又は適用された規定のうち適合していないものについては適用を除外することとし、原則として、増改築等を実施する機会に当該規定に適合させることとしている

<既存不適格建築物に関する規定の適用について>

既存建築物



(新たな規定の施行又は都市計画変更等による新たな規定の適用)



**新たな規定の施行又は適用により、既存建築物に不適合が生じても当該規定の適用を除外
（「既存不適格建築物」として存在可能）**

※ 改正前の従前の規定に適合していなかったものは違反建築物として取り扱われる



新たな規定の施行又は適用後、
増改築、大規模修繕・大規模模様替を実施



原則として建築物全体を現行規定に適合させることが必要



新たな規定の施行又は適用後、
左記のものにあたらない修繕・模様替を実施



新たな規定の施行又は適用後、
工事を実施しない



引き続き適用除外

6. 参考資料

(参考8－2) 既存不適格建築物の増改築、大規模な修繕・模様替に係る緩和措置（国土交通省資料）

建築基準法では、既存不適格建築物の増改築等を行う際に、原則として、既存部分の現行基準への適合を求めている。しかしながら、以下の増改築等については既存部分への適用緩和措置を受けることができる。

増改築等の際の既存部分への現行基準の適用を緩和するほど、改修によるストックの有効活用は円滑化される一方で、既存部分の性能向上が先送りされてしまう側面を有する。
 (建築基準法第3条、第86条の7)

【既存部分への現行基準の全面適用が緩和される範囲】

	増築		改築		大規模な修繕・模様替
構造規定	エキスパンションジョイント等相互に応力を伝えない構造方法のみで接続し増築する場合	一体的に増築する場合	エキスパンションジョイント等相互に応力を伝えない構造方法のみで接続し改築する場合	一体的に改築する場合	全て (危険性が増大しないもの)
	既存部分の1/2以下の増築 (既存部分が耐震診断基準(新耐震基準を含む)に適合することが必要)	既存部分の1/2以下の増築 (構造計算で全体の構造安全性を確認することが必要)	既存部分の1/2以下の改築 (既存部分が耐震診断基準(新耐震基準を含む)に適合することが必要)	既存部分の1/2以下の改築 (構造計算で全体の構造安全性を確認することが必要)	
防火・避難規定	50m ² 以下(法26条・27条関連) (その他は原則として新築時と同じ)		50m ² 以下(法26条・27条関連) (その他は原則として新築時と同じ)		全て(法26条・27条関連) (その他は原則として新築時と同じ)
衛生規定	全て (増築に係る居室が現行基準に適合すればよい)		全て (改築に係る居室が現行基準に適合すればよい)		全て (大規模な修繕・模様替に係る居室が現行基準に適合すればよい)
用途規制	既存部分の1/5以下の増築 (用途変更を伴わないことが必要)		全て (用途変更を伴わないことが必要)		全て (用途変更を伴わないことが必要)
容積規制	自動車車庫等は既存部分の1/5以下の増築		自動車車庫等は既存部分の1/5以下の改築		全て

6. 参考資料

(参考8－3) 建築基準法における増改築等の解釈について(国土交通省資料)

増築

1の敷地内にある既存の建築物の延べ面積を増加させること(床面積を追加すること)をいう。

改築

建築物の全部又は一部を除却し、又はこれらの部分が災害等によって滅失した後、引き続いて、これと用途、規模及び構造の著しく異なるものを造ることをいい、増築、大規模の修繕等に該当しないものをいう。

大規模の修繕

建築物の主要構造部※の一種以上について行う過半の修繕をいう。(法第2条14号)

「修繕」とは、既存の建築物の部分に対して、おおむね同様の形状、寸法、材料により行われる工事をいう。

大規模の模様替

建築物の主要構造部※の一種以上について行う過半の模様替をいう。(法第2条15号)

「模様替」とは、おおむね同様の形状、寸法によるが、材料、構造種別等は異なるような既存の建築物の部分に対する工事をいう。

※主要構造部(法第2条5号)

壁、柱、床、はり、屋根又は階段をいい、建築物の構造上重要でない間仕切壁、間柱、附柱、揚げ床、最下階の床、廻り舞台の床、小ばり、ひさし、局部的小階段、屋外階段その他これらに類する建築物の部分を除くもの

公立小中学校における将来の更新費用の試算①

試算の際に仮定した条件

I. 推計の対象

- 公立小中学校の非木造の校舎・屋内運動場・寄宿舎

II. 長寿命化改修を実施しない場合

1. 既存ストック

- 保有面積は公立学校施設実態調査の結果を元に算出。
- 築 20 年以上の建物面積のうち、1 割は改修済、4 割は一部改修済、5 割は未改修。(参考：公立学校施設実態調査)
- 保有面積は 30 年間で 15% 減少。(学校基本調査より公立小中学校数は平成 3 年度から 20 年間で約 10% 減少。平成 3 年度：35,152 校→平成 22 年度：31,346 校)。

2. 改修・改築時期

- 築 50 年で全て改築。
- 築 25 年で 6 割が大規模改修(全面)、4 割が一部改修。(参考：公立学校施設実態調査)

- ・ 築 51 年以上の建物は今後 5 年間で均等に改築。
- ・ 築 41 年以上 50 年までの未改修(一部改修済含む)建物は、改築の時期が近いことから、大規模改修は実施しない。
- ・ 築 31 年以上 40 年までの未改修建物は、今後 10 年で均等に一部改修を実施。
- ・ 築 21 年以上 30 年までの未改修(一部改修済含む)建物は、これまでの改修実績を踏まえ、改修を実施。

3. 単価

改修・改築単価は、改築：25 万円／m²、大規模改修(全面)：12 万円／m²、一部改修：6 万円／m²

III. 長寿命化改修を実施する場合(Ⅱ. と異なる点)

1. 改修・改築時期

- 築 50 年で 2 割が改築、8 割が長寿命化改修。長寿命化改修したものは築 75 年で改築。

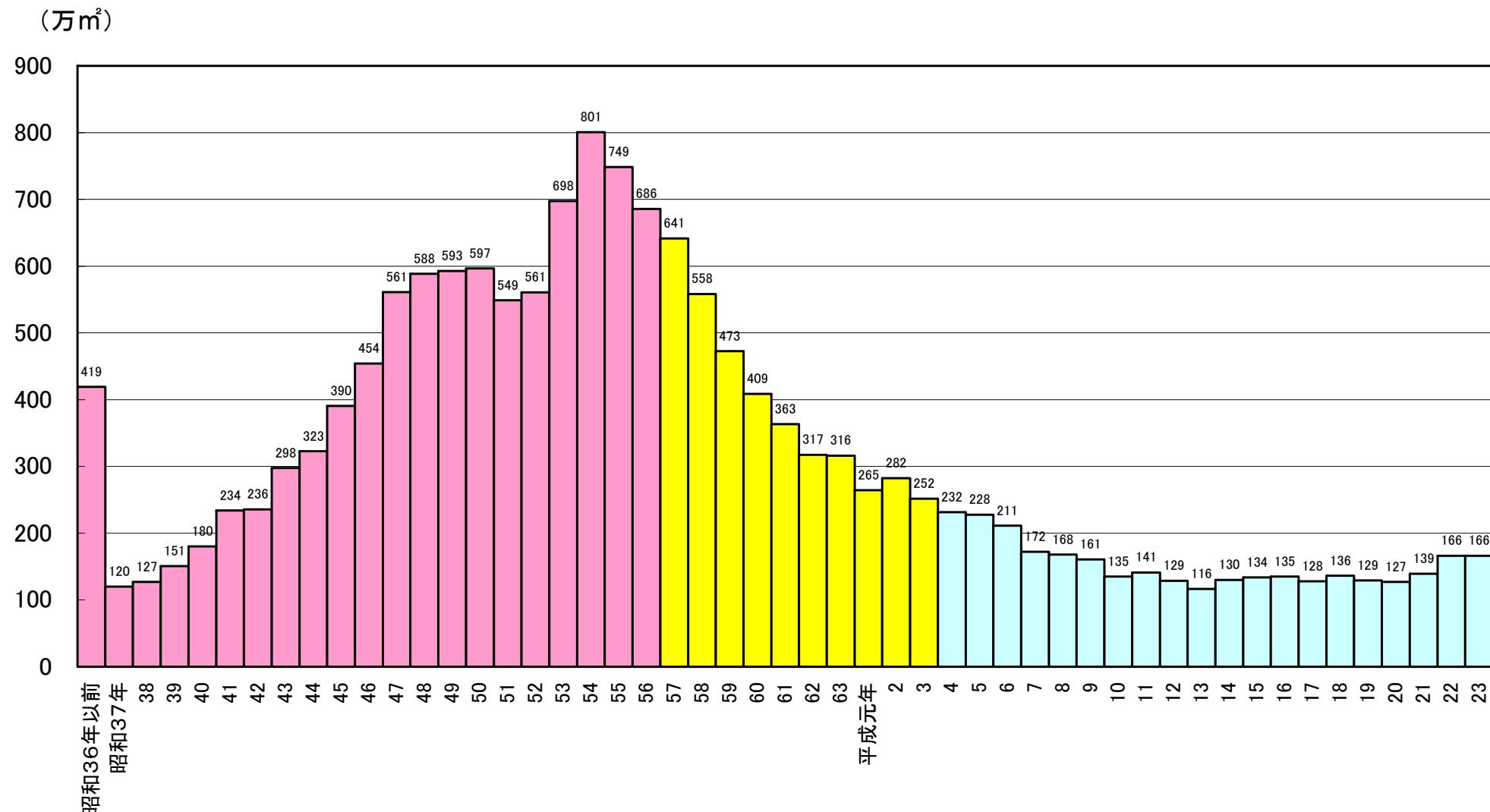
- ・ 築 51 年以上の建物は長寿命化改修を行わない。]

2. 単価

- 長寿命化改修単価は改築単価の 6 割

公立小中学校における将来の更新費用の試算②

公立小中学校非木造建物の築年別保有面積

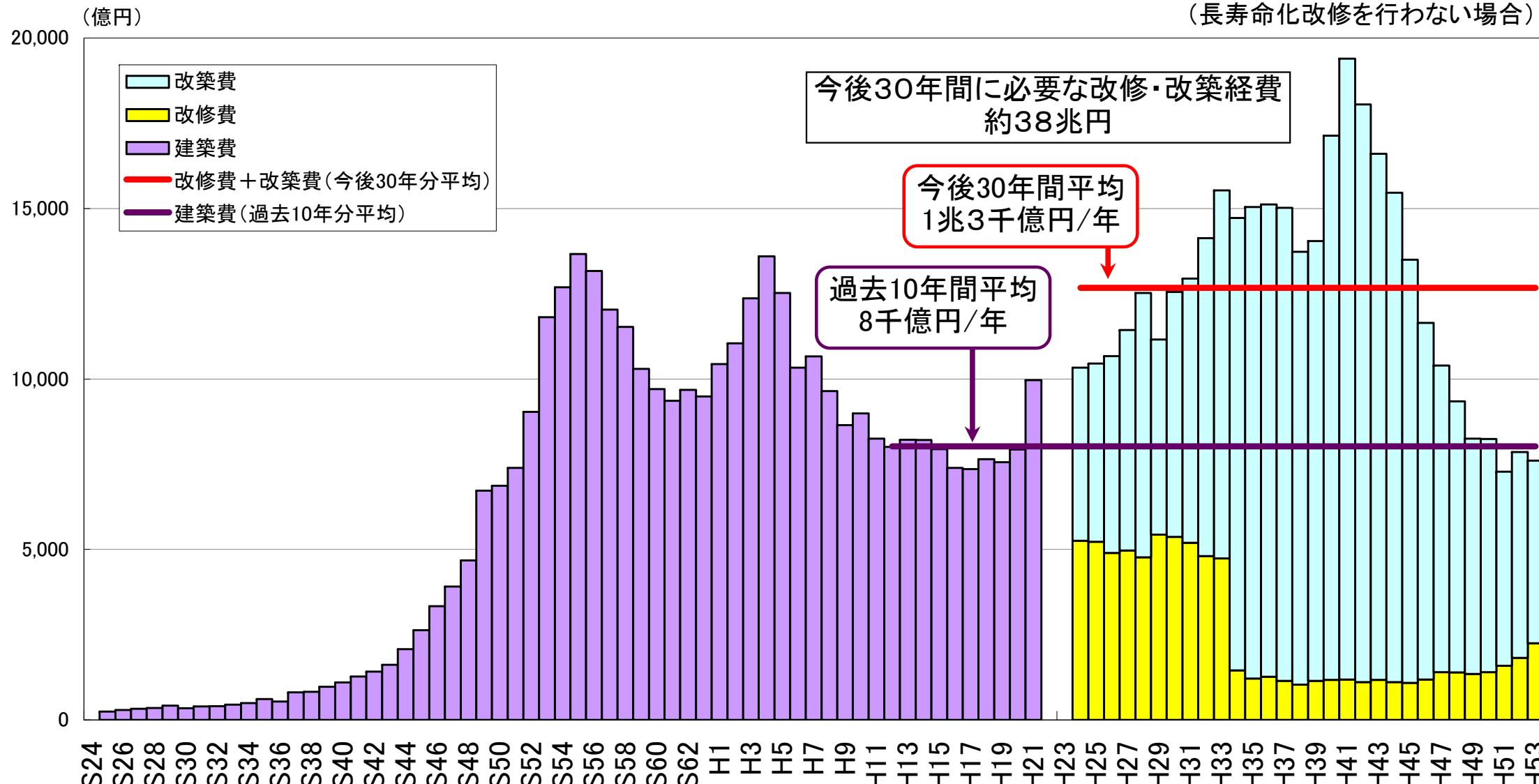


経年	50年以上	45～49年	40～44年	35～39年	30～34年	25～29年	20～24年	15～19年	10～14年	5～9年	0～4年
建築年	S 36以前	S 37～S 41	S 42～S 46	S 47～S 51	S 52～S 56	S 57～S 61	S 62～H3	H4～H8	H9～H13	H14～H18	H19～H23
	1961以前	1962～1966	1967～1971	1972～1976	1977～1981	1982～1986	1987～1991	1992～1996	1997～2001	2002～2006	2007～2011

※ 公立学校施設設施設実態調査を元に作成。

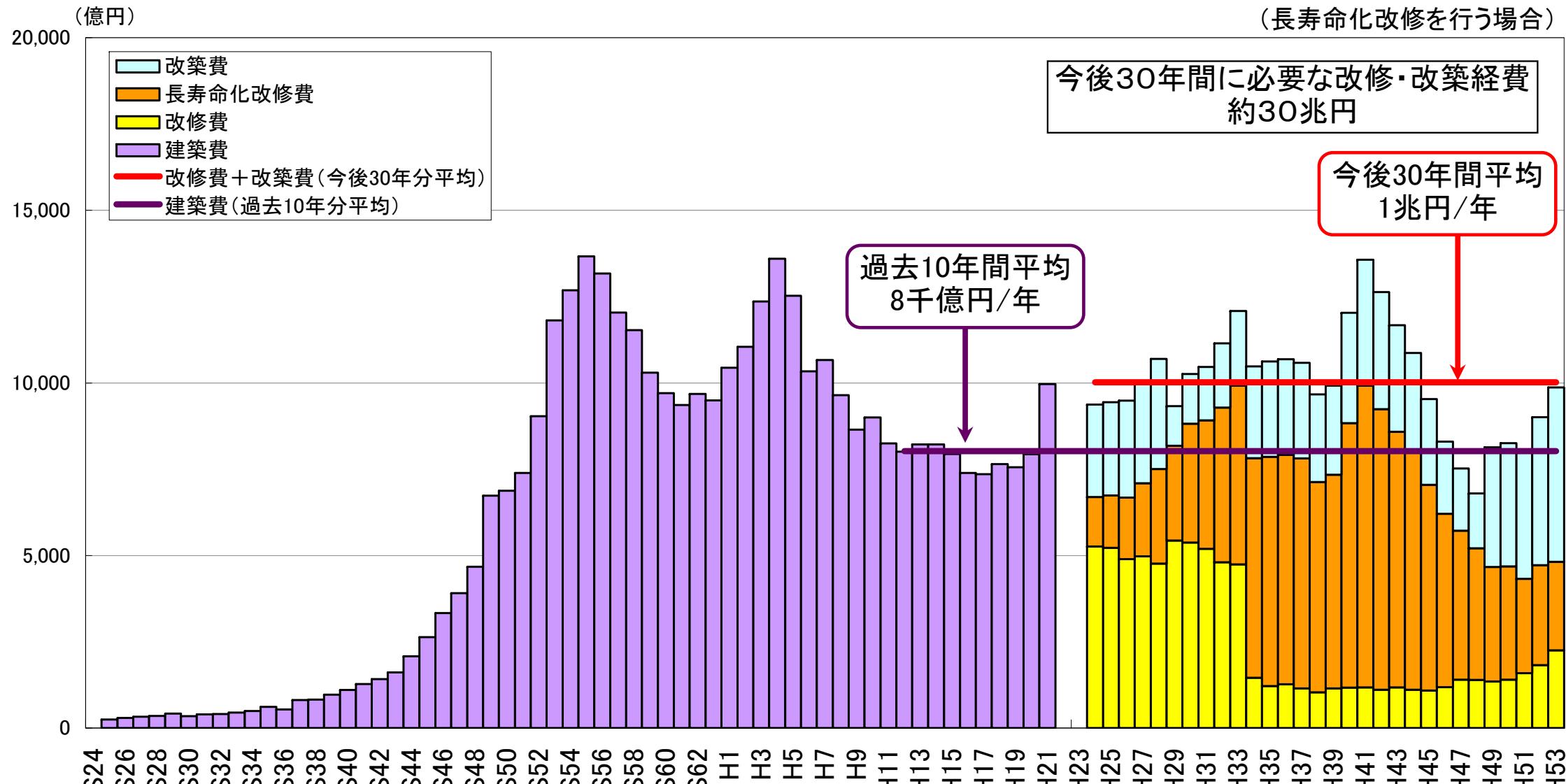
公立小中学校における将来の更新費用の試算③

公立小中学校における今後30年間の改修・改築経費



公立小中学校における将来の更新費用の試算④

公立小中学校における今後30年間の改修・改築経費

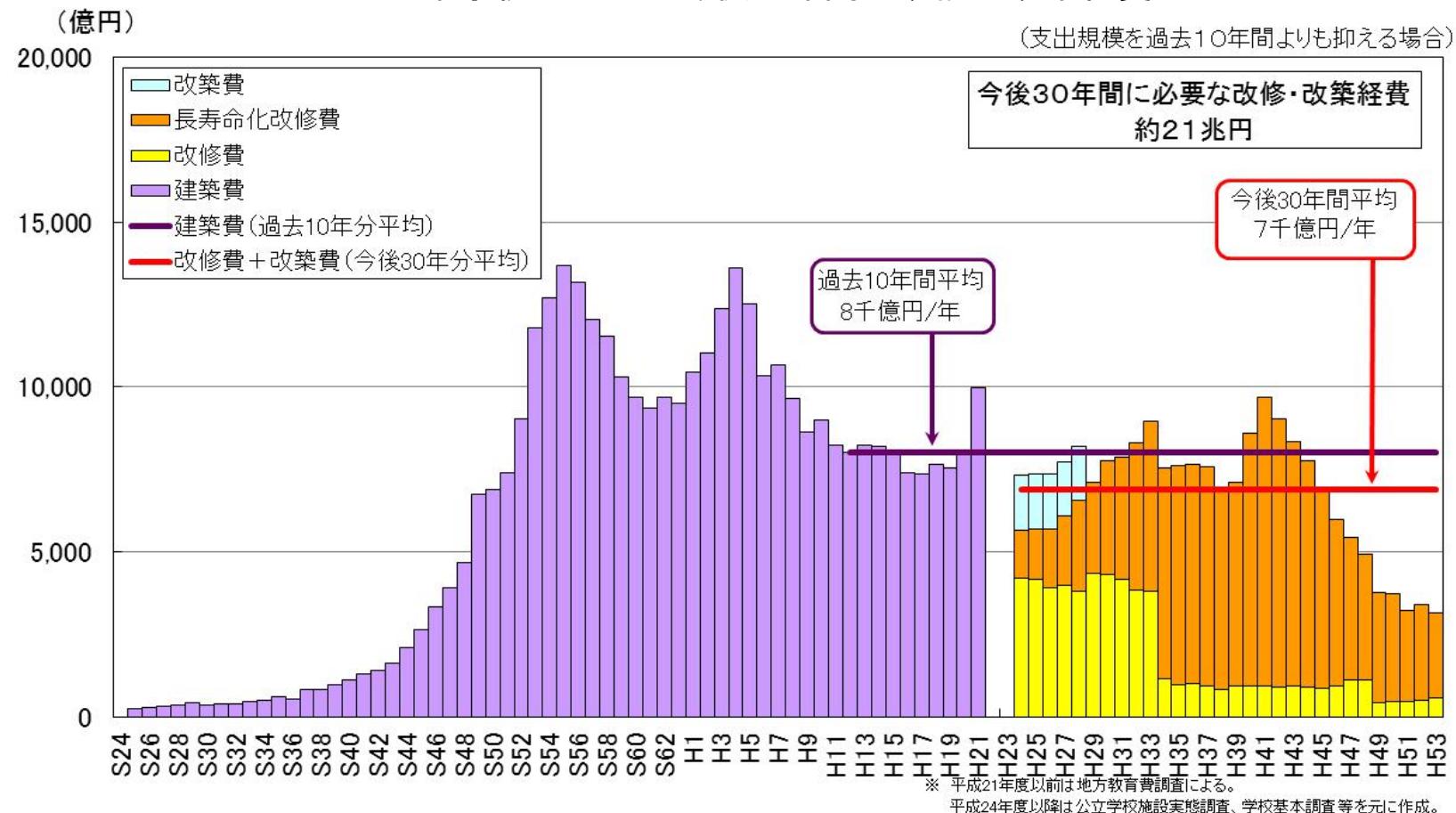


※ 平成21年度以前は地方教育費調査による。

平成24年度以降は公立学校施設実態調査、学校基本調査等を元に作成。

公立小中学校における将来の更新費用の試算⑤

公立小中学校における今後30年間の改修・改築経費



上記結果を導くための条件（Ⅱ. と異なる点）

1. 既存ストック
 - 保有面積は30年間で約35%減少。(推計人口減少数(国立社会保障・人口問題研究所)を適用)
 2. 改修・改築時期
 - 築50年で全て長寿命化改修。その後、築80年で改築。
 - [築51年以上の建物は長寿命化改修を行わない。]
 3. 単価
 - 改築・改修単価は「Ⅱ.」の8割。長寿命化改修単価は改築単価の6割

